

議案第50号

控訴の提起について

前橋地方裁判所平成28年(ワ)第85号損害賠償等請求事件(以下「本訴事件」という。)及び前橋地方裁判所平成29年(ワ)第36号損害賠償反訴請求事件(以下「反訴事件」という。)について、次のとおり控訴を提起したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

渋川市長 高 木 勉

1 当事者

群馬県渋川市石原80番地

控訴人 渋川市 代表者市長 高 木 勉

群馬県渋川市北橋町小室178番地

被控訴人 株式会社藤井建設 代表者代表取締役 藤井 英彦

2 事件の概要

本訴事件は、原告藤井建設(被控訴人株式会社藤井建設をいう。以下同じ。)が、被告渋川市(控訴人渋川市をいう。以下同じ。)との間で、北橋運動場の造成工事(以下「本件工事」という。)に係る請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結し、同工事を完成させ、被告渋川市に対して同運動場を引き渡したところ、その後に同運動場のコンクリート擁壁の一部が倒壊したことに関し、被告渋川市が、いわゆる記者会見において、原告藤井建設による本件工事には契約違反や杜撰な作業があった等の事実を発表し(以下「本件記者発表」という。)、また、原告藤井建設に対して渋川市建設工事請負業者等の指名停止の措置(以下「本件指名停止」という。)を講じたが、これらの一連の行為により原告藤井建設の社会的評価及び信用並びに営業権等が侵害されたなどと主張して、国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金2000万円(ただし、原告藤井建設が請求原因で主張する損害額の合計はこれを上回る。)及びこれに対する本件

記者発表の後で本件指名停止の日である平成27年11月4日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

反訴事件は、被告渋川市が、原告藤井建設に対し、原告藤井建設が行った本件工事には瑕疵があったと主張して、本件請負契約による瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求権に基づき、損害賠償金1018万4400円及びこれに対する催告の日の15日後である平成28年12月16日から支払済みまで上記の改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原告藤井建設の訴状における主張等に対し、様々反論を行ってきた。

3 判決の内容

- (1) 被告渋川市は、原告藤井建設に対し、100万円及びこれに対する平成27年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告藤井建設のその余の本訴請求を棄却する。
- (3) 被告渋川市の反訴請求を棄却する。
- (4) 本訴事件の訴訟費用は、これを20分し、その19を原告藤井建設の負担とし、その余を被告渋川市の負担とし、反訴事件の訴訟費用は、被告渋川市の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分の取消し
- (2) 被控訴人の本訴請求の棄却
- (3) 被控訴人は控訴人に対し、1018万4400円、及びこれに対する平成28年12月16日から支払済みまで、年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担

5 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

本訴事件及び反訴事件の判決に不服があるので、控訴を提起しようとするものである。

令和3年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 濱岡 伸
平成28年(ワ)第85号 損害賠償等請求事件(以下「本訴事件」という。)
平成29年(ワ)第36号 損害賠償反訴請求事件(以下「反訴事件」という。)
口頭弁論終結日 令和2年9月18日

5

判 決

群馬県渋川市北橋町小室178番地

原告(反诉被告)

株式会社藤井建設
(以下「原告藤井建設」という。)

同代表者代表取締役

藤 井 英 彦

同訴訟代理人弁護士

同

同

群馬県渋川市石原80番地

被告(反訴原告)

渋 川 市
(以下「被告渋川市」という。)

同代表者市長

高 木 勉

同訴訟代理人弁護士

田 島 義 康

同指定代理人

萩 原 喬 史

同

小 林 弘 朋

20

主 文

25

- 1 被告渋川市は、原告藤井建設に対し、100万円及びこれに対する平成27年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告藤井建設のその余の本訴請求を棄却する。
- 3 被告渋川市の反訴請求を棄却する。
- 4 本訴事件の訴訟費用は、これを20分し、その19を原告藤井建設の負担とし、その余を被告渋川市の負担とし、反訴事件の訴訟費用は、被

告渋川市の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴事件

被告渋川市は、原告藤井建設に対し、2000万円及びこれに対する平成27年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴事件

原告藤井建設は、被告渋川市に対し、1018万4400円及びこれに対する平成28年12月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本訴事件は、原告藤井建設が、被告渋川市との間で、北橋運動場の造成工事（以下「本件工事」という。）に係る請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結し、同工事を完成させ、被告渋川市に対して同運動場を引き渡したところ、その後同運動場のコンクリート擁壁の一部が倒壊したことに關し、被告渋川市が、いわゆる記者会見において、原告藤井建設による本件工事には契約違反や杜撰な作業があった等の事実を公表し（以下「本件記者発表」という。）、また、原告藤井建設に対して渋川市建設工事請負業者等の指名停止の措置（以下「本件指名停止」という。）を講じたが、これらの一連の行為により原告藤井建設の社会的評価及び信用並びに営業権等が侵害されたなどと主張して、国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金2000万円（ただし、原告藤井建設が請求原因で主張する損害額の合計はこれを上回る。）及びこれに対する本件記者発表の後で本件指名停止の日である平成27年11月4日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

反訴事件は、被告渋川市が、原告藤井建設に対し、①主位的に、原告藤井建設が行った本件工事には瑕疵があったと主張して、本件請負契約による瑕疵修

補請求に代わる損害賠償請求権に基づき、損害賠償金1018万4400円及びこれに対する催告の日の15日後である平成28年12月15日から支払済みまで上記の改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、
②予備的に、原告藤井建設は、被告渋川市が原告藤井建設に対してした本件工事の瑕疵の修補の請求について承諾をしたが、その後、被告渋川市が同瑕疵の修補工事を他の業者に依頼し完成させたことから結果的に同瑕疵の修補をしなくて済み、被告渋川市が上記の瑕疵に係る修補工事代金として支払った339万1200円に相当する利益を不当に得ている旨の主張をして、不当利得返還請求権に基づき、上記の339万1200円の支払を求めた事案である。ただし、被告渋川市の準備書面(14)中の上記の主張に係る部分は陳述されておらず、また、上記②の請求にかかる訴えの追加的変更については、後述のとおり、訴訟手続を著しく遅滞させるものと認められることから、民事訴訟法143条4項の規定に基づき、これを許さないこととするので、本判決での本案としての審理判断の対象とはしていない。

2 前提事実(争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実)

(1) 当事者等

ア 原告藤井建設は、土木及び建築を主な業とする会社である。

イ 被告渋川市は、地方自治法上の普通地方公共団体である。

ウ ■■■■■ (以下「■■■」という。)は、本件工事の当時、被告渋川市の建設部土木監理課主任であり、本件工事の監督員(後記(2)エの約款9条所定の監督員)をしていた者である(乙28, 証人■■■)。

エ ■■■■■ (以下「■■■」という。)は、本件工事の当時、原告藤井建設の土木部長であり、同工事の現場代理人であった(甲20, 証人■■■)。

オ 北橋運動場は、野球場と多目的運動場(サッカー場と陸上競技場の用途を兼ね備えたものである。この多目的運動場の部分を、以下「本件多目的

運動場」という。)を備えた運動施設であり、駐車場などを含めて5.33haの面積を有する。北橋運動場は、平成23年度から実施設計等に着手し、平成26年度に造成工事を行い、平成27年度から同28年度にかけて施設設備等の工事を行う計画であった(弁論の全趣旨)。

5 (2) 本件請負契約の締結等

ア 原告藤井建設は、被告渋川市との間で、平成26年6月11日、次の内容を含む本件請負契約(ただし、本件では、下記イ及びウの各変更契約も含めて「本件請負契約」ということとする。)を締結した(甲1、乙5の1、130の1)。

10 (ア) 工事名 (仮称)北橋運動場造成工事(本件工事)

(イ) 工事場所 群馬県渋川市北橋町八崎・分郷八崎地内

(ウ) 工期 同日から平成27年1月12日まで

(エ) 請負代金 1億0260万円

15 イ 原告藤井建設と被告渋川市は、平成26年12月10日、本件請負契約の工期の終期を平成27年2月10日に変更する旨の契約を締結した(乙31)。

ウ 原告藤井建設と被告渋川市は、平成27年1月28日頃、本件請負契約の請負代金を1億0328万0400円に変更(68万0400円の増額)する旨の契約を締結した(乙32)。

20 エ 本件請負契約には、次の内容を含む建設工事請負契約約款(以下「本件約款」という。)が付されていた(甲1、乙130の2)。

1条(総則)

25 1項 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負

契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受任者がその責任において定める。

9条 (監督員)

1項 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2項 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

1号 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

2号 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

3号 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

13条 (工事材料の品質及び検査等)

1項 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2項 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に使用したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

18条 (条件変更等)

1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

2号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

5号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

4項 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、非必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

26条（臨機の措置）

1項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3項 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

41条（瑕疵担保）

1項 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発

注者は、修補を請求することができない。

(3) 代金の支払並びに工事の完成及び引渡し

ア 被告渋川市は、原告藤井建設に対し、平成26年7月15日、本件請負契約の請負代金の一部として4104万円を支払った(乙42)。

イ 原告藤井建設は、平成27年2月10日、本件工事を完成し、その後、被告渋川市の市長から同月16日付けの工事完成検査結果通知書(甲8の1・2)によって同工事が完成検査を合格した旨の通知を受けたことから、被告渋川市に対し、本件工事に係る完成物を引き渡した。

ウ その後の平成27年4月6日、被告渋川市は、原告藤井建設に対し、本件請負契約の請負代金の残額として6224万0400円を支払った(乙42)。

(4) コンクリート擁壁の倒壊

群馬県渋川市において、平成27年6月15日午後3時20分頃から同日午後3時50分頃までの約30分間に約27mmの降雨があった(甲6、弁論の全趣旨)。

その後、同日中に、本件多目的運動場の西側に設置されているコンクリート擁壁(別紙平面図記載のブロック積みD。以下「本件擁壁」という。)の一部が倒壊した(甲60の1・2、乙2ないし4、弁論の全趣旨)。

(5) 本件擁壁の倒壊に伴う修補工事

ア 被告渋川市は、XXXXXXXXXX(以下「XXXXXXXXXX」という。)との間で、次のとおり、本件擁壁の倒壊に伴う修補工事に係る請負契約を締結し、XXXXXXXXXXをして同工事を行わせた(乙46、47、48、50、51、133の1・2、134の1・2、135の1、137の1)。

ア) 契約締結日 平成28年3月28日

工事名 (仮称)北橋運動場多目的運動場復旧工事

請負代金額 918万円(最終的に942万8400円に変更されて

いる。)

(イ) 契約締結日 同年9月21日

工事名 (仮称) 北橋運動場多目的運動場復旧工事 (その2)

請負代金額 140万4000円 (最終的に75万6000円に変更
されている。)

イ その後、被告渋川市は、[REDACTED] に対し、上記アの請負代金 (変更後のもの) の合計1018万4400円を支払った (乙49, 52)。

(6) 本件記者発表

被告渋川市の教育委員会生涯学習部長 (当時) の [REDACTED] 及び同建設部長 (当時) の [REDACTED] は、平成27年10月28日、同市の定例記者会見において、①本件工事の請負業者は、被告渋川市の了解を得ることなく、直径30cmを超える転石が混入した土砂を外部から搬入し、それを使用して本件多目的運動場の盛土工事をしたが、この工事方法には重大な瑕疵がある旨、②本件工事の請負業者は、本件擁壁の築造工事の際に、同擁壁の背面の盛土部分に十分な転圧を加えなかった上に、工事完了後も同擁壁の水抜きパイプを塞いだままの状態にしていたことから、同擁壁は降水の圧力に耐えられずに倒壊してしまっただが、この原因は請負業者による瑕疵のある工事方法にある旨を発表した (本件記者発表。甲2, 4, 弁論の全趣旨)。

なお、本件記者発表で、請負業者の具体的な名称を公表したか否かについては争いがある。

(7) 被告渋川市の市長による原告藤井建設に対する本件指名停止

ア 被告渋川市の市長は、平成27年11月4日、①原告藤井建設による本件工事については、本件擁壁の背面の盛土の転圧不足と水抜きパイプの閉塞があり、これらにより本件擁壁の背面に溜まった雨水が排除されなかったことが原因で本件擁壁の倒壊が生じたこと、②原告藤井建設は、設計で見込んでいない他現場からの転石等の建設残土を監督員との協議を経ずに

本件多目的運動場に搬入したこと（これら①及び②の事実を併せて、以下「本件基礎事実」という。）を理由として、原告藤井建設に対し、指名停止期間を同日から平成28年11月3日までの12か月間と定めて、指名停止の措置（本件指名停止）を行った（甲9，15）。

イ その後、被告渋川市の市長は、平成27年11月9日、本件基礎事実を理由とする本件指名停止をした旨を報道機関に向けて発表した（甲67の1，乙59）。

(8) 被告渋川市の原告藤井建設に対する催告

被告渋川市は、原告藤井建設に対し、平成28年11月30日到達の書面により、同書面の到達後15日以内に上記(5)の本件擁壁の倒壊に伴う修補工事の請負代金の合計額に相当する1018万4400円を支払うように催告した（乙54，55，弁論の全趣旨）。

3 争点

(1) 本件工事の瑕疵の有無（本訴，反訴）

ア 外部土砂の使用

イ 直径30cmを超える転石及びソイルセメント（地盤改良土）の塊（転石とソイルセメントの塊を併せて、以下「転石等」という。）の混入

ウ 転圧不足

エ 黒土の使用

オ 水抜きパイプの閉塞

(2) 被告渋川市の損害及び因果関係（本訴，反訴）

(3) 本件記者発表（本訴）

ア 本件記者発表の内容は原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものか

イ 本件記者発表の違法性の有無

(4) 本件指名停止（本訴）

ア 本件指名停止の違法性の有無

イ 公表の違法性の有無

(5) 原告藤井建設の損害（本訴）

(6) 原告藤井建設による訴えの追加的変更の許否（反訴）

5 4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)ア（本件工事の瑕疵の有無・外部土砂の使用）

（被告渋川市の主張）

ア 原告藤井建設は、本件多目的運動場の盛土に外部土砂（本件工事の現場以外の場所で発生した建設発生土）を使用した。

10 イ 設計図書「施工条件の明示」欄（乙5の3）に記載のとおり、本件工事において外部土砂を利用する計画はなかったのであるから、仮に、原告藤井建設において、本件工事の過程で埋戻し土が不足していることに気付いたのであれば、それは本件約款18条1項2号所定の「設計図書に誤謬又は脱漏があること」に該当するのであるから、被告渋川市の監督員に対し、設計図書の訂正又は変更を求めるべきであった。それにもかかわらず、原告藤井建設が本件工事において上記の経路を経ずに外部土砂を使用したことは、そのこと自体が本件請負契約の約定に違反するものであり、契約上の瑕疵に当たる。

15

ウ 原告藤井建設は、本件工事における外部土砂の使用は、被告渋川市の監督員である■■■■の指示によるものである旨の主張をするが、①■■■■が原告藤井建設に対して外部土砂の搬入を指示したことはなく、このことは、結果として処理残土量が搬入土量を上回っており、本件工事において盛土材の不足がなかったことから裏付けられるし、また、②外部土砂の使用は、本件請負契約の内容の変更にあたるところ、渋川市事務専決規則（乙35）によれば、■■■■には契約の内容の変更に当たるような指示をする権限はないから（なお、監督員が、受注者に対し、臨機の措置を採ることを請求で

20

25

5
きるのは、工事現場で火災や事故等が発生する可能性がある場合に、災害防止のための緊急避難的な対応を迫られる場合を想定しているのであり、材料不足等の予算に関わる事態はこれに該当しない。）、仮に■■■■の指示があったとの前提に立ったとしても、本件約款18条所定の手続を経てから搬入すべきであったものであり、同手続を経ずに外部土砂を搬入したことは、本件約款13条2項の規定に違反するものであり、契約上の瑕疵に当たる。

(原告藤井建設の主張)

10
ア 原告藤井建設が、本件多目的運動場の盛土に外部土砂を使用したことは認める。

イ 被告澁川市は、上記の事実が本件請負契約における契約上の瑕疵に当たると主張する。

15
しかし、本件請負契約の契約内容を構成する建設工事請負契約書、本件約款及び設計図書においては、外部土砂の使用自体は禁止されていなかった。また、原告藤井建設が本件工事において外部土砂を使用したのは、盛土材不足が判明して当惑した被告澁川市の監督員である■■■■が、平成26年10月頃、原告藤井建設の現場代理人である■■■■に対して「何とかありませんか。」などと述べて、原告藤井建設に対して本件約款2.6条所定の臨機の措置として外部土砂の搬入を黙示的に指示したことによるものであり、原告藤井建設は、その要請を受けて、盛土材の補充のために、外部土砂の搬入を厚意により無償で手配したものである。このように、現実に盛土材が不足する事態において、本件工事を完成させるために外部土砂を利用する必要があったのであり、その使用は瑕疵に当たらない。

20
25
これに対し、被告澁川市は、本件工事において外部土砂を使用することについて、■■■■には外部土砂の搬入を指示する権限はなく、本件約款18条所定の手続が必要であるなどと主張するが、■■■■の権限に関する澁川市

事務専決規則は、被告渋川市の内部規定にすぎない上、本件工事における外部土砂の使用のように契約金額の変更を伴わない事項については何ら規制していないし、また、本件工事における外部土砂の使用は、設計図書の変更を伴うものでもない。そして、■■■■のした指示・要請は、監督員の権限内のものであり、本件工事での外部土砂の使用は、盛土材の不足の報告を受けて、「工事の施工上特に必要がある」と判断した被告渋川市の監督員の指示・要請に基づく「臨機の措置」（本件約款26条3項）であり、本件請負契約の約定に合致するものである。

ウ 以上によれば、本件工事において外部土砂を使用したこと自体は、本件請負契約の約定に違反するものではなく、契約上の瑕疵には当たらない。

(2) 争点(1)イ（本件工事の瑕疵の有無・直径30cmを超える転石等の混入）
（被告渋川市の主張）

ア 原告藤井建設は、本件多目的運動場の盛土に直径30cmを超える転石等（転石及びソイルセメントの塊）を含む土砂を使用した。

イ 「発生土利用基準について」（乙121ないし123）、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」（乙139、141）及び「利用用途ごとの要求品質その1（工事間利用が主となる利用用途）」（甲77）等の各記載に照らせば、本件工事で使用する建設発生土の直径は30cm以内でなければならず、これを超える転石等を含む土砂を使用して盛土工事を行った場合には、その転石等の周囲の材料が、降雨等により転石等の空隙に落ち込み、不同沈下が生じるおそれがある（乙124）。

また、本件多目的運動場の盛土は、20t級のブルドーザーやクローラーダンプを使用して掘削土を盛土部へ30cm以下の厚さで敷き均し、路体に十分な転圧を行い、最後の路床転圧には、20t級のブルドーザーと10t級のタイヤローラーを使用して不陸のないように十分に転圧することを計画していたものであり、直径30cmを超える転石等が含まれてい

る部分では十分な転圧をすることができず、陥没等のおそれがある。

以上によれば、直径30cmを超える転石等を含む土砂は、本件約款13条1項所定の「中等の品質」を欠くものに該当するというべきであるから、これを使用したこと自体が同項の規定の違反に該当し、本件請負契約における契約上の瑕疵に当たるといえることができるし、また、直径30cmを超える転石等が本件多目的運動場の盛土に混入していることは、通常要求される技術水準に照らしても瑕疵に当たる。

ウ クレイ系舗装の基盤については、舗装施工中に必要な支持力及び施工後の使用に供する支持力が要求される場所（乙105）、本件多目的運動場のクレイ系舗装の基盤工事である本件工事による盛土は、盛土表面から50cm前後の部分に直径30cmを超える転石等が含まれていたため、基盤としての要件を満たさず、均等な支持力も確保されていなかった。基盤を正式な施工方法によって造成した場合でも不同沈下が起こる可能性があるとしてされているが、上記の転石等が基盤の中に含まれていれば、陥没の危険性は更に高まるのであり、上記の転石等が含まれた基盤の造成工事は、盛土全体にわたり転圧に信頼性がないから、通常要求される技術水準に照らし瑕疵がある。

エ なお、被告渋川市の監督員である■が原告藤井建設の■に対してした「何とかありませんか。」との発言については、これが「外部土砂を搬入しても良い。」との趣旨であったと解釈したとしても、その場合、■としては、本件の工事現場と均質性を持つ土砂が搬入されるものと認識していたものというべきであるから、およそグラウンドの基盤を構成する土砂にふさわしくない転石等を含んだ土砂を搬入することが約定違反であることに変わりはない。

(原告藤井建設の主張)

ア 原告藤井建設が本件多目的運動場の盛土に使用した土砂の中に被告渋川

市が主張するような転石及びソイルセメントの塊が混入していたことは知らず、又は否認する。

イ また、上記の土砂の中に直径30cmを超える転石等が含まれていたとしても、①「発生土利用基準について」(乙121ないし123)及び「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(乙139, 141)の記載の内容によっても、重量物が上に乗らず圧密沈下(甲56参照)による障害や弊害が懸念されない運動場の造成の場合には、盛土に使用する土砂の粒径が直径30cm以下でなければならないとする技術的知見は見いだせないこと、②直径30cmを超える転石等が存在する箇所についても、撒き出し厚さ30cm以下にて転圧済みの箇所に上部から転石等を埋め込み、更に撒き出し厚さ30cm以下となるように盛土材を敷いて転圧することは可能であること、③仮に上記の方法での転圧をしなかったとしても、それが原因となって陥没(地盤沈下)等が生じることはないことなどに鑑みれば、本件多目的運動場の盛土に直径30cmを超える転石等を含む土砂を使用したこと自体は、契約上の瑕疵には当たらず、また、通常要求される技術水準に照らしても瑕疵には当たらない。

(3) 争点(1)ウ (本件工事の瑕疵の有無・転圧不足)

(被告渋川市の主張)

ア 文部科学省作成の土木工事標準仕様書(乙142)、国土交通省作成の公園緑地工事共通仕様書(乙128)及び群馬県土木工事標準仕様書(乙21の1・2)の各記載並びに都市計画法施行令28条4号の規定などによれば、運動場等の盛土は、一層の仕上がり厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めをしなければならないとされているから、本件多目的運動場の盛土も上記の方法によらなければならないが、それにもかかわらず、原告藤井建設は、これを怠ったのであるから、本件多目的運動場の盛土には、通常要求される技術水準に照らし瑕疵がある。

イ ①国土交通省の土木工事共通仕様書（乙126, 138）及び群馬県の土木工事標準仕様書（乙127）等の各記載によれば、施工計画書は、受注者が発注者に対して工事目的物を完成するために必要な手順や工法等に関する事項を提出するものであるから、受注者はこれに拘束され、かつ、
5 発注者はその内容のとおりにより工事が施工されることについて期待するのが当然であり、したがって、施工計画書は、契約書等と一体となってそれを補充する意味で契約の内容になるところ、本件工事の施工計画書の「作業フロー図」（乙20の5）においては、盛土について、撒き出し30cm以下に敷き均し、20t級ブルドーザー等により十分な転圧を行うとされていること、②上記アの各仕様書や都市計画法施行令の規定の内容は、建設業界や土木業界の施工の実務において、以前から商慣習となっている約束事や施工方法であるから、本件請負契約にも適用されることなどに照らせば、本件多目的運動場の盛土について、撒き出し30cm以下に敷き均し、十分な転圧をすることは、本件請負契約の内容となっていたものである。
10
15

しかるに、原告藤井建設は、上記の方法で本件多目的運動場の盛土工事を行っていないのであるから、本件工事には、本件請負契約における契約上の瑕疵がある。

なお、原告藤井建設は、北橋運動場のうち、野球場の予定地部分においては、撒き出し30cm以下に敷き均し、ブルドーザー等で転圧をしているが、このことは、原告藤井建設が、施工計画書の内容が本件請負契約の内容となっていることを認識していたことの証左である。
20

（原告藤井建設の主張）

ア 被告渋川市は、原告藤井建設が、本件工事において、一層の仕上がり厚を30cm以下として各層ごとに締固めをするとの転圧の方法を行っていないと主張するが、否認する。
25

原告藤井建設は、本件工事において、一部、直径30cmを超える転石が盛土材に含まれる場合でも、物理的に転圧用ローラーを掛けられるように、表面を平らにすべく少し掘った穴に転石を置き重機でたたいて埋め込むという手法により、30cm毎の転圧を行っていたものであるが、上記の手法によれば、厚さ40cmないし50cmの転石が盛土材に含まれていても、被告渋川市の主張する30cm毎の転圧は可能であり、本件証拠上、厚さが40cmから50cmを超える転石は認められていない。

イ なお、被告渋川市は、原告藤井建設が本件多目的運動場の盛土の転圧に不足があるとして、本件工事には、通常要求される技術水準に照らし瑕疵があると主張するが、そもそも、本件多目的運動場の造成においては、技術的に特段の転圧の要請はないし、施工の結果としても、本件擁壁の背面部の盛土地盤は、適切な転圧がされ、宅地として通用するほどの十分な地耐力が確保されていたのであり（甲23の3）、転圧不足を理由とする本件多目的運動場の陥没等は、現実的・具体的には想定し得ない。

ウ また、被告渋川市は、原告藤井建設が本件工事において行った転圧の方法は、本件請負契約の約定に違反するものであり契約上の瑕疵があると主張するが、①設計図書には、撤き出し30cmごとに転圧すべきとの記載はなく、②被告渋川市は、国土交通省や群馬県の仕様書等の記載から施工計画書が本件請負契約の内容となる旨の主張をするが、施工計画書は、受注者である原告藤井建設が、本件請負契約の締結後に、施工業者としての裁量で定めた当面の施工方法を被告渋川市に対して報告する文書にすぎず、必要に応じて、施工計画書と異なる相当な施工方法を採用することも当然にあり得るのであるから、直ちに契約の内容となるものではなく、③文部科学省作成の土木工事標準仕様書（乙142）、国土交通省作成の公園緑地工事共通仕様書（乙128）及び群馬県土木工事標準仕様書（乙21の1・2）の各記載については、国又は群馬県が発注する公共工事に関するもの

であって、被告渋川市という別の地方公共団体が発注する工事に関して当然に適用されるものではなく、本件請負契約の約定において上記の仕様書等が適用される旨の規定も存在しないのであるから、上記の各仕様書の内容は、本件請負契約の内容となるものではなく、④都市計画法施行令28条4号の規定は、開発許可申請の不許可の基準を定めた都市計画法33条に基づく技術的細目であるところ、本件工事は公共工事であり、開発許可は不要であるから、本件請負契約とは無関係である。

(4) 争点(1)エ (本件工事の瑕疵の有無・黒土の使用)

(被告渋川市の主張)

ア 原告藤井建設は、本件多目的運動場の盛土の盛土材として黒土のみを使用した。

イ 原告藤井建設が、本件工事において、盛土材として、雨水浸透率が高く、路体盛土に適さない表土(黒土)だけを使用したことは、通常要求される技術水準に照らし瑕疵に当たる(乙23・2頁参照)。

ウ 原告藤井建設と被告渋川市は、本件請負契約において、路体盛土に適さない表土(黒土)を切土(粘性土)と混和して盛土を施工することを合意していたものであり、それにもかかわらず、原告藤井建設が雨水浸透率の高い黒土のみを使用したことは、契約に違反するものであり、契約上の瑕疵に当たる。

(原告藤井建設の主張)

ア 原告藤井建設が本件多目的運動場の盛土の盛土材として黒土(表土)を多く含む土砂を使用したとの限度で認める。

イ 被告渋川市は、上記アの事実につき、通常要求される技術水準に照らし瑕疵に当たると主張する。しかし、地盤の地耐力確保の要請が低い運動場の造成工事について、黒土を多く含む土砂を盛土材として使用してはならないとする技術的知見は見当たらない。

ウ 被告渋川市は、上記アの事実につき、本件請負契約における契約上の瑕疵に当たると主張する。しかし、黒土と切土の粘性土を混和した盛土材を使用するという点については、①そのような施工方法は、契約の内容を構成する本件約款及び設計図書には記載がないこと、②「黒土を切土の粘性土と混和する」との記載がある「土木及び残土処理工」の作業フロー図（乙30の5）は、本件工事の終了後である平成27年3月頃になって被告渋川市の監督員である■■■■の命令で作成されたものにすぎないことに照らし、本件請負契約における契約の内容ではない。

(5) 争点(1)オ（本件工事の瑕疵の有無・水抜きパイプの閉塞）

（被告渋川市の主張）

原告藤井建設は、本件工事において、本件擁壁に142個の水抜きパイプを設置したが、そのうちの9割が工事完成後もテープで塞がれたままであったものであり、このことは、工事の瑕疵に当たる。

（原告藤井建設の主張）

本件擁壁の水抜きパイプの一部がテープで塞がれたままであったことは認めるが、その閉塞の割合は、72.7%である（甲59）。

(6) 争点(2)（被告渋川市の損害及び因果関係）

（被告渋川市の主張）

ア 転石の除去及び転圧等の費用

本件多目的運動場の盛土には、直径30cmを超える転石等を含む外部土砂が使用されたところ、同盛土のうち、直径30cmを超える転石が現れた部分は現実に転圧することができておらず、また、その余の部分についても転石が存在する可能性があったことから、同運動場の盛土部分を掘削し、転石を除去した上で、再度、撒き出し30cmごとに締め固めをして転圧する方法で盛土をする必要が生じた。被告渋川市は、工事業者をして同盛土工事を行わせ、その費用として679万3200円を支出したか

ら、同金額が損害である。

イ 本件擁壁の復元等の費用

被告渋川市は、工事業者をして倒壊した本件擁壁の復元等の工事を行わせ、その費用として339万1200円を支出した。本件擁壁の一部が倒壊した主たる原因は、①本件擁壁の東側周辺の盛土の転圧が十分でない瑕疵があったこと、②盛土材として雨水浸透率の高い黒土だけを使用した瑕疵があったこと、③本件擁壁の水抜きパイプが閉塞していた瑕疵があったことであり、上記の支出は、これらの瑕疵によって生じた損害である。

なお、原告藤井建設は、水抜きパイプの閉塞と本件擁壁の一部が倒壊したこととの間の因果関係を否定するが、本件擁壁の保全のためには、排水設備のうち、水抜きパイプが重要であり、本件擁壁に対する土圧及び水圧を軽減する効果の点では、水抜きパイプ以外の側溝や暗渠排水管は、間接的、副次的であり、水抜きパイプが全て開いていれば、十分に雨水を排水することができたはずである。なお、原告藤井建設が提出した「安定解析」(甲23の2)は、ブロック壁の粘着力を140kN/m²、砂の粘着力を0kN/m²として計算しているが、砂の粘着力を一律に0kN/m²として安定解析をするのは不合理であり、信用することができない。

(原告藤井建設の主張)

ア 転石の除去及び転圧等の費用について

被告渋川市が主張するような転石の存在や転圧不足により陥没等が発生することは現実的でなく、転石の撤去や転圧のやり直しは不要であるから、そのための費用は損害に当たらない。

イ 本件擁壁の復元等の費用について

(ア) 被告渋川市は、本件多目的運動場の盛土の転圧不足及び黒土の使用に係る瑕疵があると主張するが否認する。

(イ) 水抜きパイプの閉塞と本件擁壁の一部が倒壊したこととの間の因果関

5
10
15
20
25

係は認められない。本件擁壁の一部が倒壊した原因は、被告渋川市が、本件多目的運動場の開発事業を構成する他工事について、時期を遅らせて別業者に分離発注したことから、本件擁壁の一部が倒壊した当時、①本件多目的運動場の集水桝、ボックスカルバート等の排水設備が未施工であり、②本件工事後のクレイ舗装等工事を控えて、盛土の高さが本件擁壁の天端コンクリートよりも20cm低くなるように施工されており、③本件擁壁の下端前面の道路部分のアスファルト舗装が未施工で、基礎の根入れが確保されていなかったことによるのであり、これらが本件工事と同一の時期に施工されていれば、本件擁壁の一部が倒壊することはなかった。また、被告渋川市は、本件工事の完成後、上記の①ないし③の各工事を施工するまでの間の仮の措置として、④本件擁壁の背面に土盛りを施工すること、⑤ブルーシートを敷くこと、⑥本件擁壁の外部へ勾配をとった上で土側溝を設置すること等も可能であったが、これらの措置をしなかった。

上記の①ないし③の工事が施工されておらず、上記の④ないし⑥の仮の措置も講じられていない状態では、被告渋川市が主張するような瑕疵の有無にかかわらず、大雨により本件擁壁の背面に雨水が滞留し、本件擁壁は倒壊したものと考えられ、本件擁壁の一部が倒壊したことについては、以上のような被告渋川市の発注者としての監督、検査を怠った不備に原因がある。したがって、本件擁壁の下段の水抜きパイプが開いていれば、倒壊を防ぎ得たと合理的に認めることはできない。

(7) 争点(3)ア (本件記者発表・本件記者発表の内容は原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものか)

(原告藤井建設の主張)

ア 被告渋川市の教育委員会生涯学習部長 (当時) の [] 及び同建設部長 (当時) の [] は、平成27年10月28日、同市の定例記者会見

において、①原告藤井建設は、被告渋川市の了解を得ることなく、直径30cmを超える転石が混入した土砂を外部から搬入し、それを使用して本件多目的運動場の盛土工事をしたが、この工事方法には重大な瑕疵がある旨、②原告藤井建設は、本件擁壁の築造工事の際に、同擁壁の背面の盛土部分に十分な転圧を加えなかった上に、工事完了後も同擁壁の水抜きパイプを塞いだままの状態にしていたことから、同擁壁は降水の圧力に耐えられずに倒壊してしまっただが、この原因は原告藤井建設による瑕疵のある工事方法にあるといった内容を確定的事実として断定的に公表したが、上記の内容は、原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものである。

イ なお、被告渋川市は、本件記者発表において請負業者として原告藤井建設の名称を公表したとの事実を否認するが、被告渋川市は、平成28年9月16日の本件口頭弁論期日において、同月7日付けの準備書面により上記の事実を陳述し、原告藤井建設は、平成29年2月3日の本件口頭弁論期日において、同日付けの準備書面を陳述することによって上記の事実を援用したから、被告渋川市の自白が成立している。

(被告渋川市の主張)

争う。本件記者発表においては、本件工事の請負業者の具体的な名称には触れていないから、本件記者発表は、原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものではない。

原告藤井建設は、上記の事実につき被告渋川市の自白が成立していると主張するが、被告渋川市の平成28年9月7日付け準備書面における「原告藤井建設」との表記は、訴訟上の主体を特定するものにすぎないから自白には当たらない。仮に、上記の事実につき自白が成立するとされるのであれば、真実に反するから、これを撤回する。

(8) 争点(3)イ (本件記者発表・本件記者発表の違法性の有無)

(被告渋川市の主張)

ア 本件記者発表が行政機関の行ったものであることに鑑み、同発表が違法性を有するか否かの判断に際しては、発表の目的の正当性、発表内容の性質、その真実性、発表の方法や態様、発表の必要性、緊急性などを踏まえて、発表することによる利益とそれによってもたらされる不利益とを比較衡量し、本件記者発表が正当な目的のための相当な手段であるといえるか否かを検討する必要がある（大阪地裁平成14年3月15日判決参照）。

イ(ア) 平成27年10月28日に行われた被告渋川市の定例記者会見は、本件多目的運動場の土中からコンクリート片様のものが発見されたことについて、これが産業廃棄物の不法投棄には当たらないことを説明するためのものであったが、その際、本件記者発表を行った。本件記者発表をした目的は、建設費用を負担する市民に対して本件擁壁の一部が倒壊した原因を明らかにし、市民の知る権利に奉仕することにあつた。本件記者発表においては、原告藤井建設の名称には触れていないのであるから、見せしめ目的ではない。

本件記者発表の内容は、原告藤井建設の「北橋運動場造成工事ブロック積倒壊事故報告書」（乙23）、平成27年8月10日付けの回答文書（乙12）及び同年10月13日付けの報告文書（乙9）の内容を確認し、その後に原告藤井建設からこれらの内容と異なる事実や訂正した事実の報告がされていないこと等を踏まえて決定したものであり、その今後の公共事業の受注者にしっかりとした施工を促し、損害の拡大や再発の防止に資する意味もあつた。

以上によれば、本件記者発表は、目的の正当性、公表の必要性、緊急性等の要件を満たしている。

イ(イ) 本件記者発表の内容は、上記で述べたとおりいずれも真実であるが、仮にそうでない部分があつたとしても、行政機関の情報提供の目的が、

国民の知る権利に対する奉仕だけでなく、損害の拡大や再発の防止にもある場合には、私人による情報提供とは異なり、発表の内容に求められる真実性や合理性は多少低下するものと考えられる。

そのような意味からすれば、本件記者発表は、上記(ア)のとおり、それによって不利益をもたらされる立場からの情報提供を踏まえてのもので、真実性の観点からも正当化されるものと考えられる。

ウ 以上によれば、本件記者発表に違法性はない。

(原告藤井建設の主張)

ア 被告澁川市の主張アの判断枠組みは、相当である。

イ(ア) 本件記者発表に正当な目的はない。被告澁川市は、本件擁壁の一部が倒壊した原因やその機序について合理的な根拠をもって判断し得ない状況であったのに、本件記者発表の内容を断定的な事実として公表に踏み切ったものであり、実際の目的は、本件擁壁の一部が倒壊したことの責任を原告藤井建設に転嫁しようとしたものであった。

なお、被告澁川市が主張する「工業事業の受注者にしっかりとした施工を促し、損害の拡大や再発の防止に資する」というのは見せしめ目的であり、正当な目的ではない。

(イ) 本件記者発表の内容の真実性については、上記で述べたとおり、原告藤井建設が、被告澁川市の了解を得ることなく、外部土砂を搬入してこれを使用したとの点については、外部土砂の使用が被告澁川市の[]の指示に基づくものであるから事実を反するものであるし、また、本件擁壁の一部が倒壊したことの原因が転圧不足及び水抜きパイプの閉塞であるとした点は、そのような事実は認められないから、事実を反する。

(ウ) 被告澁川市は、本件記者発表の時点において、原告藤井建設が「北橋運動場造成工事ブロック積倒壊事故報告書」(乙23)において本件擁壁の一部が倒壊したことにつき他の要因を指摘していたにもかかわらず、

倒壊の原因について十分な調査を行っておらず、本件記者発表の内容の真実性は担保されていなかった。また、原告藤井建設の平成27年8月10日付け回答文書（乙12）及び同年10月13日付け報告文書（乙9）は、いずれも本件記者発表をする根拠となるものではない。

上記のような状況において、本件記者発表をすることは、有害無益であり、公表の必要性及び緊急性はなかったし、被告渋川市において、市民に対し本件擁壁の倒壊の責任の所在を緊急に明らかにすべきと要請されていたという事情もなかった。

ウ 以上によれば、本件記者発表は、その実際の目的からみて不相当であり、また、真実に反する内容を乏しい根拠から不合理に断定し公表するものであって、それ自体が不合理であり、必要性及び緊急性もないから、利益と不利益との比較衡量の観点からも不相当であり、違法性がある。

(9) 争点(4)ア（本件指名停止・本件指名停止の違法性の有無）

（原告藤井建設の主張）

被告渋川市は、本件基礎事実に基づいて原告藤井建設に対して本件指名停止を行ったものであるが、本件基礎事実があるとはいえないから、本件指名停止は、その基礎を欠くものであり、その他、本件指名停止の合理性を基礎付ける事情もないから、被告渋川市による本件指名停止は、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものであるとして、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

（被告渋川市の主張）

否認ないし争う。原告藤井建設による本件多目的運動場の盛土工事については、法令、仕様書及び施工計画書等に違反して直径30cmを超える転石約75㎡及びコンクリート殻等約10㎡を搬入し、これらを意識的に埋めたという重大な瑕疵があったものであり、被告渋川市が、上記の工事の瑕疵を捉えて、原告藤井建設につき本件指名停止を行ったことは、その裁量の範囲

内の合理的なものであり、違法性はない。

(10) 争点(4)イ (本件指名停止・公表の違法性の有無)

(原告藤井建設の主張)

ア 被告渋川市は、原告藤井建設に対してした本件指名停止を公表したが、
これにより、原告藤井建設の社会的評価が低下し、その信用が毀損された。

イ 本件指名停止及びその公表の目的は責任転嫁及び見せしめであるから正当性はないし、本件基礎事実の内容の真実性もない。また、被告渋川市が主張する公表の目的を前提としても、本件指名停止の公表の時点において、既に本件記者発表をもってその目的は達成されていたから、公表の必要性及び緊急性はなかった。さらに、本件指名停止の公表は、本件基礎事実の公表にとどまらず、一般的に不名誉である指名停止の事実の公表であるから、原告藤井建設の社会的評価及び信用に対する侵害の度合いは本件記者発表よりも格段に高度であり、これに応じた高度の正当化根拠が必要不可欠であるところ、本件指名停止の公表は、これを欠くものである。以上によれば、本件指名停止の公表は、違法性を有する。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が定める指名停止の公表は、努力義務にとどまり、被告渋川市は、本件指名停止の前に上記の指針に全く従っていなかった。本件指名停止の公表についてのみ殊更に上記の指針を盾に違法性を否定しようとするのは不当である。

(被告渋川市の主張)

否認ないし争う。本件指名停止の公表については、その目的は正当であり、公表した本件基礎事実の真実性も認められる。また、指名停止は、国が定める「公表工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において公表することが基本とされており、地方公共団体には、公表する努力義務が課されている。被告渋川市は、本件が違法性の大きい案件であり、上記



の指針に照らし、公表することが妥当であると判断したのであるから、違法性はない。

(11) 争点(5) (原告藤井建設の損害)

(原告藤井建設の主張)

ア 本件記者発表による損害

本件記者発表により、原告藤井建設の社会的評価が低下し、その信用が毀損されたが、これらを金銭的に評価すると、その額は500万円を下らない。

イ 本件指名停止による損害

(ア) 原告藤井建設は、本件指名停止により、平成27年11月4日から平成28年11月3日までの12か月間、被告渋川市が発注する公共工事を受注することができなかった(甲15)。上記の期間に係る原告藤井建設の逸失利益は、平成24年8月から平成27年7月までの被告渋川市が発注した公共工事による原告藤井建設の利益額の平均を基礎に計算すると、1912万8185円を下らない。平成24年4月から平成27年3月までの被告渋川市が発注した公共工事(500万円以上の建設工事等に限る。)における原告藤井建設の受注額率、利益率の平均を基礎に算出しても、964万6347円を下らない。

なお、上記の期間における民間工事等の受注による利益は、原告藤井建設の企業努力により取得することができた利益であるから、これをもって本件指名停止による損害額を減額することはできない。

(イ) 原告藤井建設は、本件指名停止により、地場以外での民間工事の受注活動を余儀なくされ、高速道路料金の支出が増加した。平成26年11月1日から平成27年4月5日までの間の高速道路料金と同年11月1日から平成28年4月5日までの間の高速道路料金との差額は75万8163円であり、これは、本件指名停止により、原告藤井建設が被った

損害である。

ウ 本件指名停止の公表による損害

本件指名停止の公表により、原告藤井建設の社会的評価が低下し、その信用が毀損されたが、これらを金銭的に評価すると、その額は500万円を下らない。

(被告渋川市の主張)

ア 本件記者発表による損害

否認ないし争う。

イ 本件指名停止による損害

(ア) 逸失利益の主張について、否認ないし争う。そもそも、被告渋川市における工事成績評定一覧は、500万円以下の工事が含まれていないため、工事成績評定と利益額について混同があるし、かつ、原告藤井建設が独自に算出している利益額の数値は信用できないから、その算出方法は不正確である。また、被告渋川市が発注する公共工事に代わる民間工事等の受注による利益を考慮すべきであるから、本件指名停止の期間中に民間から受注した工事の利益額に対し、何らの修正も加えないで、指名停止前に被告渋川市から受領した利益額の平均値について、そのまま損害額とする原告藤井建設の計算方法は適切でない。

(イ) 高速道路料金の支出の増加の損害は否認ないし争う。

ウ 本件指名停止の公表による損害

否認ないし争う。

(12) 争点(6) (原告藤井建設による訴えの追加的変更の許否)

(原告藤井建設の主張)

ア 被告渋川市は、追加的訴えの変更により、予備的請求として、次のとおりの不当利得返還請求を追加した(以下「本件訴えの変更」という。)

(ア) 原告藤井建設は、被告渋川市による本件擁壁の修補復元請求に対し、

これを承諾する旨の回答をしたのであるから（乙12）、原告藤井建設と被告渋川市との間では、本件擁壁の補修工事をする事の合意が成立した。

5 (イ) その後、被告渋川市は、本件擁壁の補修工事を[]に発注し、その請負代金として339万1200円を支払った。

(ウ) 以上によれば、被告渋川市には上記の支払額に相当する損失が生じているのに対し、原告藤井建設は同額の利益を得ているのであるから、被告渋川市は、原告藤井建設に対し、同額の不当利得返還請求権を有する。

10 イ しかし、本件訴えの変更は、訴訟係属から4年半程度が経過し、かつ争点整理はおろか尋問手続の終了からも1年以上が経過した結審直前という段階でされたものであることや、既にされた尋問においては、上記ア(ア)の合意の成否という観点からの尋問はされておらず、その成否の判断のためには更に関係者に対する尋問が行うことが必須であることなどに照らせば、本件訴えの変更は、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることになるものであるから、許されないというべきである。

15 (被告渋川市の主張)

争う。反訴請求のうちの瑕疵担保責任による損害賠償請求と本件訴えの変更に係る不当利得返還請求とは、ともに金員の支払を求めるものであり、訴訟物として法律的に構成する以前の社会経済的利益に変更はなく、判決の基礎をなす事実資料も同一性を持つので、両者の間には請求の基礎に変更はないし、また、新たな証拠調べをしなくても、既に審理された資料で判断できると考えられるので、訴訟手続を遅滞させることもないから、本件訴えの変更は、適法であり、許可されるべきである。

20 第3 当裁判所の判断

25 1 争点(1)ア（本件工事の瑕疵の有無・外部土砂の使用）について

(1) 被告渋川市は、本件工事において、設計図書の「施工条件の明示」欄（乙

5の3)において外部土砂の使用が予定されていなかったこと、設計図書の計画の訂正又は変更がある場合には、原告藤井建設は被告渋川市の監督員に対して設計図書の訂正又は変更を求めるべきであったにもかかわらず(本件約款18条1項2号)これを怠ったこと、仮に、外部土砂の使用について被告渋川市の監督員である■による指示があったとしても、本件約款に定める手続を経てから外部土砂を使用すべきであったにもかかわらずこれを怠ったことに照らせば、原告藤井建設が本件工事において外部土砂を使用したことは、本件請負契約の約定に違反するものであり、本件工事には契約上の瑕疵がある旨の主張をする。

10 (2) 判断の前提として、前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 計画

15 本件工事(北橋運動場造成工事)は、北橋運動場の東側の高所部分の土砂を西側の低所部分に移動させ、地表面を平坦にして転圧する工事であり、計画では、そのための盛土材は現場発生土だけで賄い、それだけで本件多目的運動場を平坦にすることができる予定であったものであり、また、余った土砂は赤城町内にある渋川土木事務所建設残土ストックヤードに運搬する予定であった(弁論の全趣旨)。

20 そのため、本件請負契約の本件約款に添付されている「施工条件の明示」中の「7. 建設副産物関係」の「建設発生土の有無」の「有」にチェックがされ、同「建設発生土利用の有無」の「無」にチェックがされていた(乙5の3, 130の6, 132の4)。

25 また、本件請負契約の本件約款に添付されている「施工条件の明示」中の「10. その他」の「12. 監督員の検査を受けて使用すべき材料の有無」の「無」にチェックがされていた(甲16, 乙132の4)。

イ 実際

本件工事では、平成26年7月16日から同月25日までの間に約2954 m³の発生土を北橋運動場の工事現場から北橋総合グラウンドに搬出し、その後、同年10月6日から同月11日までの間に同グラウンドから北橋運動場に約2498.7 m³の土砂を搬入した（乙16の1・2）。

この頃、被告渋川市の監督員である[]は、原告藤井建設の現場代理人である[]から盛土に使用する土砂が足りない旨の相談を受け、[]に対し、何とかならないかといった発言をした（証人[]，証人[]）。

そこで、原告藤井建設は、平成26年10月21日から平成27年1月12日までの間に[]に依頼して合計1458 m³の外部土砂（本件工事の現場以外の場所で発生した建設発生土）を本件多目的運動場に搬入したが、被告渋川市に対して追加の費用は請求しなかった（甲10，乙9，弁論の全趣旨）。

なお、原告藤井建設の[]は、平成26年11月7日に行われた第5回定例打合せ会議において、「埋戻し土不足分の対応について」を議題として示し、現状において埋戻し土が不足する旨の報告をし、被告渋川市に対し、整地が概ね完了した時点で数量を把握して報告する旨の発言をした（乙6，弁論の全趣旨）。

しかし、本件工事における土砂の搬出及び搬入の詳細は明らかではないが、結果的に本件工事において掘削され搬出された土量を事後的に計算すると、その土量は1925.333 m³であり、上記の外部土砂の搬入量を上回っている（弁論の全趣旨）

- (3) そこで検討するに、上記(2)で認定した事実によれば、原告藤井建設は、本件工事において、計画では使用されることが予定されていなかった外部土砂を本件多目的運動場に搬入し、これを盛土材として使用して造成工事を行ったものと認められる。

しかし、被告渋川市が指摘する「施工条件の明示」は、これが本件請負契

約に係る契約書の添付資料の一部であるという体裁に照らし、同契約の内容を構成するものと認めるのが相当であるものの、上記(2)アで認定したところによれば、本件工事では、現場発生土だけで本件多目的運動場を平坦にすることができる予定であったことから、「施工条件の明示」において、外部土砂の利用を意味する「7. 建設副産物関係」の「建設発生土利用の有無」の「無」にチェックがされていたにすぎないものとするのが合理的であり、そうであれば、積極的に、外部土砂を使用することを禁止する趣旨を含むものとは解されず、本件工事の工事現場で発生した土砂だけを使用して造成工事を行うことが本件請負契約の内容になっていたとまでは認め難いというべきであり、これに加えて、上記(2)アで認定したとおり、「施工条件の明示」において、監督員の検査を受けて使用すべき材料はないとされていることも踏まえて考えると、原告藤井建設が本件多目的運動場の造成工事において盛土材として外部土砂を使用したこと自体が本件請負契約の約定に違反するものであるとはいえないし、上記に照らせば、契約の内容ないし条件を変更するものともまではいえないから、本件約款18条所定の手続を経て外部土砂を搬入しなければならなかったとも認められないというべきである。

また、仮に本件約款18条所定の手続を経て外部土砂を搬入すべきであったと解する余地があったとしても、上記(2)イで認定した事実の経過によれば、原告藤井建設は、被告渋川市に対して土砂が足りないことを告知したところ、被告渋川市から善処するように指示を受けたことから、外部土砂の搬入でこれに対応したということができ、実質的にみれば、本件約款18条所定の手続を履践したとみることもできるし、そうでないとしても、このような場合に、厳密には本件約款18条所定の手続を履践していないとして原告藤井建設の責任を問うことは酷にすぎ、信義則に反するというべきである。

なお、上記(2)イで認定した事実によれば、被告渋川市の監督員である[REDACTED]は、本件工事の当時において、原告藤井建設が当初の計画にはなかった外部

土砂の搬入を行っていたことを認識しながらこれを容認していたものと認めるのが相当であるから、少なくとも、「原告藤井建設が被告渋川市の了解を得ることなく本件多目的運動場の工事現場に外部土砂を搬入した」といえないことは明らかというべきである。

5 (4) 以上によれば、被告渋川市の上記(1)の主張は採用することができない。

2 争点(1)イ (本件工事の瑕疵の有無・直径30cmを超える転石等の混入)について

10 (1) 被告渋川市は、原告藤井建設が本件多目的運動場の盛土工事において直径30cmを超える転石等を含む土砂を使用したことを理由として、同工事には瑕疵がある旨の主張をすところ、証拠(乙3, 4, 34, 41, 53)及び弁論の全趣旨によれば、次のとおり、原告藤井建設が盛土工事を行った本件多目的運動場から直径30cmを超える転石等が発見されており、かかる事実によれば、原告藤井建設が盛土工事において直径30cmを超える転石等を含む土砂を使用したとの事実が認められる。

15 ア 被告渋川市は、平成27年6月16日、本件擁壁の倒壊による二次被害の防止のために本件多目的運動場に素掘側溝を設置する際、同運動場内を掘削したところ、同運動場の西側の土砂の中から転石が発見され、同転石の中には直径が80cmを超えるものも含まれていた。

20 イ 被告渋川市は、平成27年8月31日、上記の転石が確認された周辺を掘削したところ、直径80cmを超える転石やソイルセメントの塊を発見した。

25 ウ [] の従業員は、平成28年5月11日、本件多目的運動場を掘り起こした際、直径120cmを超えるものを含む転石が10個以上あることを発見した。この際、同転石を含めて、本件多目的運動場の土砂の中から、約66.5㎡の転石、コンクリート殻、ソイルセメントの塊等が発見された。

(2) 被告渋川市は、①国土交通省作成の「発生土利用基準について」(乙121ないし123)、②独立行政法人土木研究所編著の「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(乙139、141)、③国土交通省作成の「利用用途ごとの要求品質その1(工事間利用が主となる利用用途)」(甲77)等の各記載の内容を根拠として、本件工事において直径30cmを超える転石等を含む土砂は、本件約款13条1項所定の「中等の品質」を欠くものであり、そのような土砂を使用したことは、契約上の瑕疵に当たるとともに、通常要求される技術水準に照らしても瑕疵に当たると主張する。

しかし、証拠(乙121ないし123、136)によれば、「発生土利用基準について」については、その記載の内容を見ると、①同基準は、発生土を建築資材として利用する場合に適用するものとした上で、土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても同基準を参照して区分し、適切に利用するものされており、最大粒径が30cmを超えるものについて使用してはならないといった記載は見当たらないし、②同基準の適用用途標準としては、適用用途が宅地造成の場合には、留意事項として最大粒径注意、礫混入率注意、表層利用注意と記載されているのに対し、適用用途が公園・緑地造成の場合には、留意事項として表層利用注意とのみ記載されていることが認められる。

また、証拠(乙139)によれば、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」については、その記載の内容を見ると、公園・緑地造成に使用する建設発生土の品質は宅地造成に用いる要求水準に準じるとされているものの、構造地盤上に構造物を構築しない場合や若干の沈下・変状が許される場合にはこの限りでないとされていることが認められるところ、本件記録を見ても、本件多目的運動場が上記の例外に当たらないとの事実を認めるに足りる証拠は見当たらない。

さらに、証拠(甲77)によれば、「利用用途ごとの要求水準その1(工

事間利用が主となる利用用途)」については、その記載の内容を見ると、宅地造成については、用途ごとの要求水準の材料規定について100mm以下（転石300mm以下）とされているものの、公園・緑地造成については、用途ごとの要求品質の材料規定についての規定は定められておらず、備考として、施設等の特性により必要な諸元を選定することとされていることが認められる。

以上によれば、本件多目的運動場のような公園・緑地に該当すると認められる土地の造成については、宅地のような土地に構築物が想定される土地の造成とは異なり、多少の沈下・変状が許される場合があり、その限りにおいて、要求水準の材料は緩和することができることとされていることが窺われ、少なくとも、上記の各文献によっては、本件多目的運動場において直径30cm以上の転石等を使用することが許されないとの技術的知見が存在することを認めるには足りず、その他、本件記録を見ても、上記の認定を覆すに足りる文献は見当たらない。

(3) また、被告渋川市は、本件多目的運動場の盛土は、20t級のブルドーザーやクローラードンプを使用して掘削土を盛土部へ30cm以下の厚さで敷き均し、路体に十分な転圧を行い、最後の路床転圧には、20t級のブルドーザーと10t級のタイヤローラーを使用して不陸のないように十分に転圧することを計画していたものであり、直径30cmを超える転石等が含まれている部分では十分な転圧を行うことができず、陥没等のおそれがあるとして、直径30cmを超える転石等を含む土砂は、本件約款13条1項所定の「中等の品質」を欠くものであり、そのような土砂を使用したことは、契約上の瑕疵に当たるとともに、通常要求される技術水準に照らしても瑕疵に当たると主張する。

しかし、後記3で認定及び判断するとおり、直径30cmを超える転石等が含まれている土砂を使用した場合であっても十分な転圧をすることができ

ないとまでは認めることができないから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

- 6 (4) さらに、被告渋川市は、クレイ系舗装の基盤については、舗装施工中に必要な支持力及び施工後の使用に供する支持力が必要とされるどころ、本件多目的運動場のクレイ系舗装の基盤工事である本件工事による盛土は、表土表面から50cm前後の部分に直径30cmを超える転石等が含まれていたため、基盤としての要件を満たさず、均等な支持力も確保されていないため、通常要求される技術水準に照らし瑕疵がある旨の主張をする。

10 そこで検討するに、証拠(乙105)によれば、一般社団法人日本運動施設建設業協会「グラウンド・コート舗装施工指針(第2版)」には、クレイ系舗装(土系舗装の総称で、単一土(自然土)、混合土、人口土を中層の上に表層材として設けたグラウンド・コート舗装のこと)において、その基盤(舗装の下方、厚さ約50cmまでの土の部分)では、舗装施工中に必要な支持力と施工後の使用に供する支持力を持っていないと記載があることが認められるものの、本件記録(特に乙41、53)を見ても、本件多目的運動場の盛土表面から50cm前後の深部に30cmを超える転石等が埋められていたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらないし、仮に、30cmを超える転石が表土表面から50cm前後の部分に埋められていたとしても、これをもって、クレイ系舗装における基盤としての必要な支持力が確保されていないと認めるに足りる的確な証拠も見当たらないから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

- 15
20
25 (5) 以上によれば、本件工事において使用するものとして直径30cmを超える転石等を含む土砂は、本件約款13条1項所定の「中等の品質」を欠くものであると認めることはできないというべきであるから、そのような土砂を使用したことが、契約上の瑕疵に当たるとか、通常要求される技術水準に照らし瑕疵に当たるといふことはできず、被告渋川市の上記(1)の主張は採用す

ることができない。

3 争点(1)ウ (本件工事の瑕疵の有無・転圧不足) について

(1) 被告渋川市は、本件多目的運動場の盛土については、施工技術上においても、本件請負契約の約定上においても、撒き出し30cm以下に敷き均し、十分な転圧を行う必要があったが、原告藤井建設が直径30cmを超える転石等を含む土砂を使用したことから、上記のような転圧が十分にできておらず、陥没等のおそれがあるから、上記の転圧不足は、契約上の瑕疵に当たるとともに、通常要求される技術水準に照らしても瑕疵に当たると主張する。

(2) そこで検討するに、上記2(1)で認定したとおり、①本件工事では、直径30cmを超える転石等を含む土砂が使用され、また、②原告藤井建設が施工した後の本件多目的運動場からは、直径80cmや直径120cmを超える転石等が掘り出されている事実が認められるが、上記2(1)で掲記した各証拠によれば、その長径は上記のとおりであるにしても、その短径が30cmを超えるものであるか否かは判然としないといわざるを得ず、仮に短径が30cmを超えないものであれば、30cmごとに転圧を行うことができないとまでは認められないし、また、原告藤井建設は、短径が30cmを超える転石等があった場合であっても、そのような転石等を重機で押し込むことにより30cmごとに転圧をかけることが可能であったと主張するところ、本件記録を見ても、かかる事実を否定するに足りる的確な証拠があるとはいえない。

また、被告渋川市は、北橋運動場における野球場では、撒き出し30cm以下で締固めた一層ごとの写真を撮影しているにもかかわらず、本件多目的運動場については、それがされていないと主張する。しかし、弁論の全趣旨によれば、上記の写真撮影について、被告渋川市の監督員も30cmごとの転圧について出来高管理記録の提出を要請しなかったことが窺われ、その写真の不存在から直ちに撒き出し30cmごとの転圧をしていないことが推認

されるものとは認められないことに照らせば、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

さらに、本件では、本件擁壁の倒壊それ自体が転圧不足を推認させるもの
とまではいえないし、その他、本件記録を見ても、本件多目的運動場につき
5 実際に転圧が不足しており、十分な地耐力を有していなかったと認めるに足
りる的確な証拠も見当たらない。

以上によれば、本件では、転圧不足の瑕疵があったと認めるには足りない
といわざるを得ないから、被告渋川市の上記の主張は採用することができ
ない。

10 4 争点(1)エ（本件工事の瑕疵の有無・黒土の使用）について

(1) 被告渋川市は、原告藤井建設が本件多目的運動場の盛土材として黒土（表
土）のみを使用したことにつき、黒土は、雨水浸透率が高く、路体盛土に適
さないから、盛土材として黒土（表土）のみを使用したことは、通常要求さ
れる技術水準に照らし瑕疵に当たると主張するところ、証拠（乙23）及び
15 弁論の全趣旨によれば、原告藤井建設は、本件工事において、盛土材として
黒土（表土）を多く含む土砂を使用したことが認められる。

しかし、被告渋川市は、原告藤井建設作成に係る「北橋運動場造成工事
ブロック積倒壊事故報告書」（乙23・2頁）の記載の内容のうち、「表土
は十分な転圧を行っても雨水の浸透率が高く、道路の構成材には使用しない」
との記載を上記の主張の根拠として引用するものと解されるが、本件工事の
20 現場は道路ではなく運動場であるから上記の記載の内容をもって被告渋川市
の主張の根拠とするのは適切ではないといわざるを得ない上、上記の報告書
には、かえって、「この付近は表土（黒土）が多く盛土材として使用されて
いる。（埋蔵文化財の発掘調査時の表土のストックが近くにあったため敷き
25 均した）」、「表土は十分な転圧を行っても雨水の浸透率が高く、道路の構
成材には使用しないが本工事はグラウンドの下層になる為使用した」といった

記載もあり、上記の報告書は、全体としてみても、被告渋川市の上記の主張の根拠となるものではなく、その他、本件記録を見ても、黒土のみを盛土材として使用することが通常要求される技術水準に照らし瑕疵に当たると認めるに足りる的確な証拠は見当たらないから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

(2) また、被告渋川市は、本件請負契約において、路体盛土に適さない表土（黒土）を切土（粘性土）と混和して盛土を施工することを合意していたものであり、それにもかかわらず、原告藤井建設が雨水浸透率の高い黒土のみを使用したことは、契約違反であり、同契約の契約上の瑕疵に当たると主張する。

そこで検討するに、証拠（甲49の1・2、乙30の5）及び弁論の全趣旨によれば、平成26年6月付けで原告藤井建設が作成して被告渋川市に提出した施工計画書の「作業フロー図」の「土質改良工」欄には、「表土は路体盛土には適さない為、切土の粘性土との混和をする（重機により斑なく適切な混和を行う。）」との記載があることが認められる。

しかし、①前提事実(2)エで認定したとおり、本件約款1条3項には、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、原告藤井建設がその責任において定める。」と規定されているから、本件請負契約の本件約款及び設計図書に特別の定めがあるといえなければ、盛土の施工の方法については、原告藤井建設の責任において定めることができるところ、②被告渋川市が指摘する上記の「作業フロー図」については、証拠（甲49の1・2、乙29、30の5、証人■■■■、証人■■■■）及び弁論の全趣旨によれば、その本体である施工計画書自体は平成26年7月7日に原告藤井建設から被告渋川市に提出されているものの、上記の「作業フロー図」自体は、本件工事が完成した後の平成27年3月25日に作成されたことが認められる上、実際

にされた工事の内容と同図の記載の内容との間に違いがあることが認められるのであり、以上の経緯に照らすと、本件は、原告藤井建設が本件約款1条3項の規定に基づいてその責任において盛土材として黒土（表土）のみを使用することを決定し、そのとおり施工して完成した後に、何らかの理由により上記の「作業フロー図」が作成されたものと見るのが合理的であり、上記の「作業フロー図」の記載の内容が本件請負契約の内容であるとは認め難いというべきであるから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

5 争点(1)オ（本件工事の瑕疵の有無・水抜きパイプの閉塞）について

(1) 被告渋川市は、原告藤井建設が本件工事において本件擁壁に142個の水抜きパイプを設置したが、そのうちの9割のパイプが工事完成後もテープで塞がれたままであったものであり、このことは、工事の瑕疵に当たると主張する。

(2) そこで検討するに、前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件擁壁は、本件工事の完成後も、同擁壁に設置された水抜きパイプの一部につき、そのテープのはがし忘れによりが塞がれたままとなっていた。

本件擁壁には、水抜きパイプが合計142箇所が存在し、本件擁壁の一部が倒壊した当時、そのうち、貫通が7箇所、確認不能が10箇所、未貫通が125箇所であった。特に、「ブロック積みD」部分の一部である本件擁壁の付近の4スパンでは、水抜きパイプが合計33箇所存在し、そのうち、貫通2箇所、確認不能箇所7箇所、未貫通24箇所であった。なお、確認不能箇所とは、土等が水抜きパイプ内に詰まっていたり、本件擁壁の一部の倒壊により塞がれてしまったりしたことにより、目視確認が不可であることをいう（甲59）。

イ 社団法人日本道路協会が作成した平成24年7月付け「道路土工擁壁工指針（平成22年度版）」（乙39の1）では、擁壁の安定性については、

裏込め材や背面盛土への浸透水による水圧が大きく影響するため、擁壁の設計に当たっては、排水工を適切に設置することによりこれらの影響を軽減することが基本であるとされ、その排水工を適切に設置することを前提として、一般的な擁壁では、水圧の影響を考慮しなくても良いとされている。

(3) 以上によれば、いずれにしても、本件擁壁は、その背面の水圧の影響を軽減するために水抜きパイプが設置されていたにもかかわらず、原告藤井建設は、そのうちの多数の水抜きパイプにつきテープで塞がれたままの状態、本件工事が完成したとして、これを被告渋川市に引き渡したものであるから、施工不良の瑕疵があることは明らかである。

6 争点(2) (被告渋川市の損害及び因果関係) について

(1) 転石等の除去及び転圧等の費用について

被告渋川市は、本件多目的運動場の盛土工事において直径30cmを超える転石等を含む外部土砂が使用され、また、同土砂が使用された部分については十分な転圧がされておらず、その余の部分についても転石等が存在する可能性があったことから、本件多目的運動場の盛土部分を掘削し、転石等を除去した上で、再度、撒き出し30cmごとに締め固めをして転圧する方法で盛土をする必要が生じたとして、その費用に相当する679万3200円が損害であると主張するが、上記のとおり、原告藤井建設が本件工事において直径30cmを超える転石等を含む外部土砂を使用したことは瑕疵には当たらず、また、転圧が不十分との瑕疵も認められないから、上記の損害の有無については検討する必要がない。

(2) 本件擁壁の復元等の費用について

ア 次に、被告渋川市は、本件擁壁の一部の倒壊の主たる原因が、①本件擁壁の東側周辺の盛土の転圧が十分でなかったこと、②盛土材として雨水浸透率の高い黒土だけを使用したこと及び③水抜きパイプが閉塞していたこ

とにあると主張し、倒壊した本件擁壁の復元等の工事の費用339万1200円を損害として請求しているが、上記のとおり、原告藤井建設について瑕疵担保責任が認められるのは、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であつた点についてのみであるから、上記の瑕疵と本件擁壁の一部の倒壊との間に相当因果関係があると認められるか否かが問題となる。

イ 本件擁壁の一部が倒壊した原因としては複数の要因が考えられるところであり、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であつたことと本件擁壁の一部が倒壊したこととの間に相当因果関係があるというためには、平成27年6月15日に本件擁壁の一部が倒壊する前の同日午後3時20分頃から午後3時50分頃までの約30分間に渋川市において約27mmの降雨があつたとの自然現象(前提事実(4))を前提にして、①本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であつたという要因だけでも本件擁壁の一部が倒壊するといえる場合か、②本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であつたというだけでは本件擁壁の一部が倒壊するとまではいえず、その他の要因も加わって初めて本件擁壁の一部が倒壊したといえるが、その他の要因だけでは本件擁壁の一部が倒壊するとはいえない場合(その他の要因だけでも本件擁壁の一部が倒壊したといえる場合には、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であつたという事実と本件擁壁の一部が倒壊したとの事実の間には、「あればこれなし」との条件関係が認められないから、因果関係が認められない。)であることを要すると解される。そして、上記②の場合には、その要件のうち、「その他の要因だけでは本件擁壁の一部が倒壊するとはいえない」との事実については、因果関係の主張立証責任が瑕疵担保責任による瑕疵修補に代わる損害賠償請求をしている被告渋川市側にあることに照らせば、被告渋川市において「その他の要因だけでは本件擁壁の一部

が倒壊するとはいえない」との事実を立証できて初めて因果関係が認められることとなると解される。

ウ 判断の前提として、前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 (ア) 本件擁壁の設計について

a 被告渋川市は、本件多目的運動場において、本件工事の完了後に同運動場の表層などについてクレイ系舗装等の工事を予定していたため、本件擁壁の背面側盛土を、同擁壁の天端コンクリートよりも20cm低くなるように設計した。そして、本件擁壁の一部が倒壊した当時、上記の工事は未施工であった（弁論の全趣旨）。

10 b 被告渋川市は、本件擁壁の下端前面にアスファルト舗装の工事（市道6-5012号線）を計画していたが、本件擁壁の一部が倒壊した当時、同工事は、未施工であり、本件擁壁の基礎の根入れが確保されていなかった（甲12の1、60の1・2、乙38、弁論の全趣旨）。

15 c 本件多目的運動場の排水計画は、本件擁壁の上端周辺に全体の排水勾配を集中させることによって、本件擁壁の上端周辺に設置した集水枡に雨水等の表面水を集め、更に同集水枡から本件擁壁の下に埋設して接続するボックスカルバートを通じて、表面水は道路側溝を、浸透水は暗渠排水管をそれぞれ通じて、排水する計画であった（甲12の4、弁論の全趣旨）。本件擁壁の一部が倒壊した当時、上記の集水枡、ボックスカルバート、道路側溝及び暗渠排水管は未施工であった。

20 d 被告渋川市は、原告藤井建設に対し、本件工事の工事完成検査において、本件工事の契約適合性について「合格」とし、かつ、工事成績評定75点を付けた（甲8）。

25 (イ) 安定解析の結果について

「ブロック積み擁壁安定計算書」（乙60、62）では、土の湿潤重

量につき18.0 kN, 内部摩擦角につき25.0, 基盤底面と地盤との間の付着力及び摩擦係数につきそれぞれ0.0及び0.5を採用すると, 必要安全率が, 水位が0.0mの場合には1.627, 水位が0.4mの場合には1.505, 水位が1.2mの場合には0.944となり, 水位が1.2mに達した場合に, 本件擁壁が滑動し, 倒壊するとされている。

(ウ) 水圧の影響について

社団法人日本道路協会が作成した「道路土工擁壁工指針」(平成24年度版)によれば, 擁壁に関し, その安定性については, 裏込め土や背面盛土への浸透水による水圧が大きく影響するため, 擁壁の設計に当たっては, 排水工を適切に設置することによりこれらの影響を軽減することが基本であり, このため, 排水工を適切に設置することを前提として, 一般的な擁壁では, 水圧の影響を考慮しなくても良いとされている(乙39の2)。

エ. そこで検討するに, 上記ウ(ア)aないしc並びに証拠(乙2, 38)及び弁論の全趣旨によれば, 本件擁壁の一部が倒壊した当時, ①本件擁壁は, その背面側盛土が同擁壁の天端コンクリートよりも20cm低くなるように設計されており, かつ, 盛土の表層のクレイ舗装等の工事が未施工であったことから, 本件多目的運動場の勾配により流入した表面水が本件擁壁の上部から排出されず, 滞留する状態となっていたこと, ②本件多目的運動場の全体の排水勾配を本件擁壁側に集中させることになっていたにもかかわらず, 表面水を排水するための道路側溝等の設備が施工されていなかったため, 本件多目的運動場の表面水は, 直接, 本件擁壁側に滞留する状態にあったこと, ③本件多目的運動場の浸透水は, 暗渠排水管を通じて排水する計画となっていたが, その施工はされておらず, 本件擁壁の背面に浸透水も直接流入する状態にあったこと, ④本件擁壁の下端前面の道路部

分のアスファルト舗装が未施工であり、基礎の根入れが確保されていなかったことがそれぞれ認められるところ、上記のうち①ないし③の事実は、その内容に照らし、大量の降雨があったことを前提にすると、本件擁壁に掛かる土圧及び水圧を工事の全体が完了した場合に想定していた以上に増大させる要因となるものであることは明らかというべきであり、また、上記のうち④の事実は、その内容に照らし、本件擁壁に掛かる土圧及び水圧に対して同擁壁が耐える力を上記のように想定していた以上に低減する要因となるものであることも明らかというべきであって、いずれも、本件擁壁の一部が倒壊する原因の大きな要因となったと考えると不合理な点はなく、まして、上記①ないし④の事実が重複して生じていたのであるから猶更であり、かつ、これらの事実は、いずれも、施主である被告渋川市側の問題であるということが出来る。そうすると、本件では、原告藤井建設に責任のある本件擁壁の水抜きパイプの多くの閉塞という事実だけでも本件擁壁の一部が倒壊し得たとの立証があるとは認め難いし、また、上記①ないし④の要因だけでは本件擁壁の一部が倒壊するとはいえないとも直ちには認め難いというべきである。

これに対し、被告渋川市は、一般的な擁壁において、排水工が適切に設置されていることを前提に、水圧の影響を考慮する必要はないのであるから、本件擁壁の保全のためには、排水設備のうち、水抜きパイプが重要であり、本件擁壁に掛かる土圧及び水圧を軽減する効果の点では、水抜きパイプ以外の側溝や暗渠排水管は、間接的、副次的である旨の主張をする。しかし、擁壁に掛かる土圧及び水圧を軽減する上で水抜きパイプが重要であるとしても、本件記録を見ても、被告渋川市が指摘する上記の排水工の内容が本件のような水抜きパイプのみを指すとする根拠は見当たらず、その他の排水設備が適切に施工されていることを前提としている可能性は否定できないし、また、上述のとおり、本件多目的運動場及び本件擁壁の構

5
造上及び設計上、本件擁壁の背面に本件多目的運動場の表面水及び浸透水が集中する状態となっていること並びに本件擁壁の周辺において約30分に約27mmという大量の降雨があったことに照らせば、本件擁壁の水抜きパイプの全てが貫通していれば本件擁壁の一部の倒壊が回避できたとの立証があるとまでは認めることができず、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

10
また、被告渋川市は、「ブロック積み擁壁安定計算書」(乙60)の記載を援用し、本件擁壁は、背面水位が1.2mとなった場合に倒壊する構造となっており、仮に、同擁壁の下部の43個の水抜きパイプが貫通していれば、本件多目的運動場の流出係数を0.35としたとしても、これによって計算される表面水を十分に排出することができ、倒壊することはなかった旨の主張もする。しかし、証拠(甲68, 69, 乙64の3, 証人
16
■)によれば、①流出係数は、降雨や流域等の特性により異なるものであり、競技場や運動場などの同一の形態であっても一定とされていないこと、②上記のとおり、表面水だけでなく、浸透水も同様に、本件擁壁の背面に滞留していたことが認められ、本件擁壁の背面に流入する水量については不確定な要素を含むものであるから、本件擁壁を含むブロック積みDの下段の43箇所の水抜きパイプが全て貫通していた場合に、本件擁壁の背面に流入した表面水及び浸透水を十分に排出できたとは認められず、
20
仮に、本件擁壁が背面水位1.2mに至った場合に倒壊するという上記の計算書の記載を採用したとしても、上記のとおり水抜きパイプが全て貫通していればその背面水位が1.2mに達しなかったことが明らかとまではいえないというべきであるから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

25
オ 以上によれば、本件では、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であったという要因があっただけでも本件擁壁の一部が倒壊した

との立証があるとはいえないし、また、水抜きパイプの閉塞以外の要因だけでは本件擁壁の一部が倒壊するとはいえないとの立証があるともいえないというべきである。

そうすると、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であったということが本件擁壁の一部が倒壊したことの一因になったことはあり得るとしても、結局、本件擁壁の水抜きパイプの多くが閉塞したままの状態であったということと本件擁壁の一部が倒壊したこととの間に相当因果関係があるとまでは認められないことに帰する。

(3) 以上によれば、その余の点については判断するまでもなく、原告藤井建設に本件擁壁の復元等の費用を損害賠償すべき責任があるとは認められない。

7 争点(3)ア (本件記者発表・本件記者発表の内容は原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものか) について

(1) 原告藤井建設は、本件記者発表の内容は原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものであると主張する。

(2) そこで検討するに、前提事実(6)で認定したとおり、被告渋川市の教育委員会生涯学習部長(当時)の[]及び同建設部長(当時)の[]は、平成27年10月28日、同市の定例記者会見において、①被告渋川市が発注した公共工事である本件工事の請負業者は、被告渋川市の了解を得ることなく、直径30cmを超える転石が混入した土砂を外部から搬入し、それを使用して本件多目的運動場の盛土工事をしたが、この工事方法には重大な瑕疵がある旨の事実、②本件工事の請負業者は、本件擁壁の築造工事の際に、同擁壁の背面の盛土部分に十分な転圧を加えなかった上に、工事完了後も同擁壁の水抜きパイプを塞いだままの状態にしてしまったために、同擁壁は降水の圧力に耐えられずに倒壊してしまったが、この原因は請負業者の瑕疵のある工事方法にある旨の事実を発表したが(本件記者発表)、本件記者発表は、被告渋川市の定例記者会見において公表したものであるから、不特定多

数の者に対して公表したということができ、また、本件記者発表は、その内容に照らし、被告渋川市が発注した公共工事である本件工事には瑕疵があり、それが原因で本件擁壁が倒壊したが、その責任は請負業者にあるとの事実を摘示するものであることは明らかであるから、本件記者発表は、上記の「請負業者」の社会的評価を低下させ、また、その信用を毀損する内容の事実を摘示するものであると認められる。

(3) 本件では、被告渋川市が本件記者発表において本件工事の請負業者が原告藤井建設であることを明らかにしたか否かについては、争いがあるところ、原告藤井建設は、上記の事実につき、被告渋川市の自白が成立していると主張するが、原告藤井建設が指摘する被告渋川市の平成28年9月7日付け準備書面による主張の内容を見ても、被告渋川市が本件記者発表において本件工事の請負業者が原告藤井建設である旨を明らかにした旨の事実を自ら主張したものとまでは認め難いというべきであるから、原告藤井建設の上記の主張は採用することはできず、また、本件記録を見ても、被告渋川市が本件記者発表において本件工事の請負業者が原告藤井建設である旨を明らかにしたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

しかし、①上記(2)で述べたとおり、本件記者発表は、被告渋川市の定例記者会見においてされたものであるところ、弁論の全趣旨によれば、同記者会見の出席者は報道機関の記者であること、②上記(2)で述べたとおり、本件記者発表では、問題となっている工事が本件工事であることが明示されていること、③弁論の全趣旨によれば、本件工事は、被告渋川市が発注した公共工事であり、その請負業者の名称は秘匿の対象となるものではないから、報道機関の記者であれば容易に調査することができるものであることなどに照らせば、本件記者発表における「請負業者」が原告藤井建設であることは容易に同定することが可能であったというべきであるから、本件記者発表は、本件工事には瑕疵があり、それが原因で本件擁壁が倒壊したが、その責任は請

負業者である原告藤井建設にあるとの事実を摘示するものであり、原告藤井建設の社会的評価を低下させ、また、その信用を毀損する内容の事実を摘示するものであると認めるのが相当である。これと異なる被告渋川市の主張は、上記に照らし、採用することはできない。

8 争点(3)イ (本件記者発表・本件記者発表の違法性の有無) について

(1) 被告渋川市は、本件記者発表の内容が原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損する内容の事実を摘示したものであったとしても、違法性がない旨の主張をするところ、本件は、行政機関である被告渋川市が報道機関の記者に対して事実を発表したことを問題とするものであり、行政機関がある事実を発表する場合には、その影響が大きいことから慎重であることを求められる一方で、住民等の身体や財産の安全を確保するために必要性及び緊急性が高く、発表する事実の真実性の確認に十分な時間をとっている暇がないといった場合も想定されるところであり、このような事情があることに鑑みると、行政機関においてある者の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するような内容の事実の発表をした場合にこれが違法性を有するか否かについて判断するに際しては、発表の目的の正当性、発表の内容の性質、その真実性、発表の方法や態様、発表の必要性、緊急性などを踏まえて、発表することによる利益とそれによってもたらされる不利益とを比較衡量し、本件記者発表が正当な目的のための相当な手段であるといえるか否かを検討する必要があるというべきである。

(2) そこで、上記の観点から、以下検討することとする。

ア 発表の目的の正当性、発表の内容の性質、発表の方法や態様について

前提事実(6)で認定したところによれば、本件記者発表は、被告渋川市の定例記者会見で行われたものであり、その内容は、被告渋川市が発注した公共工事である本件工事に瑕疵があり、その一部が原因となって本件擁壁の一部が倒壊したが、その責任は請負業者である原告藤井建設にあるとい

うものであり、その適示事実の内容は、公共の利害に関する事実に係るものであり、また、その公表の目的は、その内容に照らし、専ら公益を図る目的でされたものと認めるのが相当である。

これに対し、原告藤井建設は、被告渋川市が本件記者発表をした目的については、本件擁壁の一部が倒壊したことの責任を原告藤井建設に転嫁しようとしたものであると主張するが、本件記録を見ても、被告渋川市において、本件擁壁の倒壊等につき原告藤井建設に全く責任がないと認識しながら本件記者発表をしたことを窺わせるような証拠は見当たらない。また、原告藤井建設は、本件記者発表がみせしめ目的で行われたものであるとも主張するが、本件記録を見ても、そのような事実を認めるに足りる証拠は見当たらない。したがって、原告藤井建設の上記の主張はいずれも採用することができない。

イ 事実の真実性について

他方で、上記1ないし6で認定及び判断したところによれば、本件記者発表で発表された事実のうち、①原告藤井建設が施工した本件擁壁の水抜きパイプにつき閉塞の瑕疵があったとの事実は真実であると認められるが、②原告藤井建設が、被告渋川市の了解を得ることなく、直径30cmを超える転石が混入した土砂を外部から搬入し、それを使用したことが重大な瑕疵に当たること、③原告藤井建設は、本件擁壁の築造工事の際に、同擁壁の背面の盛土部分に十分な転圧を加えなかったとの瑕疵があること、④上記①の水抜きパイプの閉塞と上記③の十分な転圧を加えなかったことが原因で本件擁壁の一部が倒壊したことについては、いずれも真実であるとは認められない。

ウ 発表の必要性、緊急性、真実相当性などについて

(ア) 判断の前提として、前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 原告藤井建設は、被告渋川市に対し、平成27年10月13日付け「(仮称)北橋運動場造成工事に関する盛土材の運搬報告について」と題する書面において、4つの工事場所から、合計1458㎡の盛土材を搬入したことを報告した(乙9)。

b 被告渋川市は、原告藤井建設に対し、平成27年8月3日、本件約款41条1項の規定に基づき、本件擁壁の修補請求をしたところ、原告藤井建設は、同月10日、同請求を承諾する旨の回答をした(乙11, 12)。

c 被告渋川市の建設部長(当時)の[]は、平成27年9月10日に行われた被告渋川市の市議会の第3回定例会において、同市議会の議員(当時)の[]による本件擁壁の倒壊の原因や本件工事で搬入された土砂の取扱いに関する質疑に対し、「搬入された土砂につきましては、適切な土砂でないとも認識しておりまして、市に了解を得て盛り土材として搬入したものではないという事実もありますので、この辺の分析調査等含めまして適正に処理していきたいと思っております」などと回答した(甲13)。

d 被告渋川市の生涯学習部長(当時)の[]及び[]は、平成27年10月28日に行われた被告渋川市の定例記者会見において、「(仮称)北橋運動場のコンクリート片について」と題する会見資料(乙61)を用いて、上記のコンクリート片が産業廃棄物ではないことなどを報道機関の記者に対して発表した。

同資料には、本件多目的運動場の土中から大量のコンクリート片が見つかったとの新聞報道を受け、現地調査が行われた結果、①新聞に掲載された写真に写されたものは、コンクリート片ではなく、試験掘で掘り起こされた転石であり、産業廃棄物ではないことが確認されたこと、②渋川警察署から、試験掘で発見された基礎コンクリートは、



投棄されたものとの特定はできないとの報告を受けたこと、③今後、
渋川市としては、発見された基礎コンクリートと考えられるものにつ
いて、適正に処分するとの対応を採ることが記載されていた（乙6
1）。

5 e ■■■■■ 及び ■■■■■ は、平成27年10月28日、被告渋川市の
定例記者会見において、①請負業者は、被告渋川市の了解を得ること
なく、直径30cmを超える転石が混入した土砂を外部から搬入し、
10 それを使用して本件多目的運動場の盛土工事をしたが、この工事方法
には重大な瑕疵があること、②請負業者は、本件擁壁の築造工事の際
に、同擁壁の背面の盛土部分に十分な転圧を加えなかった上に、工事
完了後も同擁壁の水抜きパイプを塞いだままの状態にしてしまったた
めに、同擁壁は降水の圧力に耐えられずに倒壊してしまったが、この
原因は請負業者の瑕疵のある工事方法にあることを発表した。

15 しかし、被告渋川市において、当初、上記の定例記者会見において
は、上記の①及び②の各事実を発表する予定はなく、同会見に参加し
た記者の方からこれらに関連する質問がされたことから、■■■■■ 及
び ■■■■■ が、本件擁壁の崩壊の原因に関する資料や想定問答などが
ない中で、その場の判断で上記のような回答をしたものであった（乙
61、証人■■■■■）。

20 (イ) そこで検討するに、被告渋川市は、本件記者発表の内容については、
原告藤井建設が外部土砂の搬入を認めたこと及び原告藤井建設が被告渋
川市による本件擁壁の修補請求を承諾したことを踏まえたものであるか
ら、被告渋川市において本件記者発表の内容を真実であると信用したこ
とには相当の理由がある旨の主張をするものようである。しかし、①
25 上記(ア)a.のとおり、原告藤井建設が、本件記者発表の前の時点において、
本件工事に外部土砂を使用したことを認めていた事実は認められるが、

5
10
15
上記1で認定及び判断したところによれば、本件請負契約の契約内容を
示す書類上には、被告渋川市において外部土砂の使用が禁止されていた
と理解したことにつき相当の理由があるといえるような記載があるとま
ではいけない上、原告藤井建設が本件工事において外部土砂を使用した
ことについては、被告渋川市の監督員である■■■■もこれを認識しながら
これを容認していたといえるのであり、また、②上記(ア) bで認定したと
ころによれば、原告藤井建設において被告渋川市による本件擁壁の修補
請求に対してこれを承諾する旨を回答した事実は認められるが、このこ
とは、本件工事に瑕疵があることやその瑕疵が本件擁壁の一部が倒壊し
た原因であることを認めるものとは直ちにいけないから、原告藤井建設
において、本件記者発表に係る転圧不足や水抜きパイプの閉塞によって
本件擁壁が倒壊したとの事実を認めていたとまでということはできず、
本件記者発表の内容が原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用
を毀損することが予想されるものであることを併せて考慮すれば、被告
渋川市が、上記の理由をもって本件記者発表の内容を真実であると信用
したことに相当の理由があると認めることはできないというべきである。

20
25
加えて、被告渋川市は、本件記者発表の具体的な目的につき、最終的
に建設費用を負担することになる市民に対して本件擁壁の倒壊の原因に
ついて明らかにし、市民の知る権利に奉仕することにあるとした上で、
公共事業の受注者にしっかりとした施工を促し、損害の拡大や再発の防
止に資する意味もあって正当なものがあり、その目的の達成のために、
本件記者発表をする必要性及び緊急性があったと主張する。しかし、上
記(ア) d及びeで認定したところによれば、本件記者発表がされた定例記
者会見は、本来、本件多目的運動場の土中から大量のコンクリート片が
見つかったとの新聞報道を受け、コンクリート片とされているものは、
転石であり、産業廃棄物ではないことを明らかにすることを目的として

されたものであり、本件記者発表の内容の公表は、予定されていたものではなく、同定例記者会見を担当していた[REDACTED]及び[REDACTED]において、特段の資料等を準備せずにその場の判断でされたものであることが認められるのであり、その他、本件記録を見ても、同定例記者会見において、本件記者発表の内容を公表する必要性及び緊急性があったと認めべき事実ないし事情は見当たらないから、被告渋川市の上記の主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、本件記者発表は、公益を図る目的により、公共の利害に関する事実を公表したものと見えるものの、その発表の内容の主要な部分が真実であるといえず、被告渋川市において当該事実を真実である信用したことにつき相当の理由があるとはいえないものであり、しかも、真実であることの確認が不十分であってもこれを公表すべき必要性ないし緊急性があったとはいえないことに照らせば、被告渋川市において本件記者発表をすることによる利益がそれによってもたらされる原告藤井建設の社会的評価の低下及びその信用の毀損という不利益を上回るものといえないことは明らかというべきであるから、被告渋川市が本件記者発表をしたことは、正当な目的のための相当な手段であるとはいえず、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、また、少なくとも過失があると認めるのが相当である。

9 争点(4)ア（本件指名停止・本件指名停止の違法性の有無）について

(1) 原告藤井建設は、被告渋川市が原告藤井建設に対してした本件指名停止は、その根拠とされた本件基礎事実がないから、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法であるなどと主張する。

(2) 判断の前提として、前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 関連する法令等

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年2月20日告示第8号）は、市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、渋川市建設工事請負業者等指名停止審査会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより、期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとし（2条1項）、その期間については、有資格者が一の事案により別表各号の措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とし（4条1項）、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び同項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる（同条2項）。

そして、①別表第1第2号は、措置要件を「市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。」とし、その指名停止の期間を「当該認定をした日から1か月以上6か月以内」と規定し、②別表第1第4号は、措置要件を「第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」とし、その指名停止期間を「当該認定をした日から2週間以上4か月以内」と規定している（甲9）。

イ 本件指名停止について

被告渋川市の市長は、平成27年11月4日、①本件擁壁の背面の盛土の転圧不足と水抜きパイプの閉塞により、本件擁壁の背面にたまった雨水が排除されなかったことを原因として本件擁壁の倒壊が生じたこと及び②設計で見込んでいない他現場から転石等の建設残土を監督員との協議を経ずに本件多目的運動場に搬入したこと（本件基礎事実）を理由として、期

間を同日から平成28年11月3日までの12か月間と定めて、原告藤井建設について指名停止を行った（本件指名停止。甲9，15）。

- (3) そこで検討するに、上記1ないし6で認定及び判断したところによれば、被告渋川市が本件指名停止の理由とした本件基礎事実のうち認めることができるのは、水抜きパイプの閉塞の瑕疵のみであり、しかも、同瑕疵と本件擁壁の一部が倒壊したこととの間には相当因果関係があるとはいえない。そして、テープのはがし忘れによる水抜きパイプの閉塞の事実は、過失により工事等を粗雑にしたと認められ、かつ、その性質に照らし、瑕疵は軽微とまでは認められないことに照らせば、上記の別表第1第2号に該当すると認めるのが相当である。しかし、本件記録を見ても、上記の瑕疵が故意によるものと認めるべき証拠は見当たらず、その他の瑕疵も認められないことに照らせば、「極めて悪質な事由がある」と認めるに足りる事由があると判断することは困難であるといわざるを得ず、本件指名停止のうち6か月を超える部分（平成28年5月4日から同年11月3日まで）については、その裁量権を逸脱し、又はこれを濫用するものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、また、少なくとも過失があると認めるのが相当である。

10 争点(4)イ（本件指名停止・公表の違法性の有無）について

- (1) 原告藤井建設は、被告渋川市が原告藤井建設に対してした本件指名停止を公表したことにより、原告藤井建設の社会的評価が低下し、その信用が毀損されたとして、国家賠償法1条1項の適用上違法であるなどと主張する。

- (2) 判断の前提として、後掲各証拠等によれば、次の事実が認められる。

ア 被告渋川市の市長（当時）は、平成27年11月9日、本件基礎事実を理由とする本件指名停止を報道機関に向けて発表した（甲67の1，乙59）。

イ 国が定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月3日最終変更）

によれば、指名停止については公表することが基本とされ、かつ、地方公共団体には公表する努力義務を課している（弁論の全趣旨）。

6 (3) そこで検討するに、原告藤井建設が被告渋川市から本件指名停止を受けたとの事実は、その内容に照らし、原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損する事実であることは明らかであり、上記(2)アの事実によれば、被告渋川市は、これを不特定多数の者に公表したものと見えるから、被告渋川市による上記の行為は、原告藤井建設の社会的評価を低下させ、その信用を毀損するものであると認められる。

10 (4) これに対し、被告渋川市は、本件指名停止の事実の公表については、国家賠償法1条1項の適用上違法ではないと主張するので、上記8(1)と同様の判断枠組みにより検討すると、本件指名停止の事実は、その内容に照らし、公共の利害に関する事実であり、被告渋川市は、専ら公益を図る目的により、これを公表したものと認めるのが相当であるところ、上記9で認定及び判断したところによれば、被告渋川市において原告藤井建設につき本件指名停止
15 (12か月間の指名停止)をする理由があると信用したことについては相当の理由があるとはいえないものの、上記(2)イの事実によれば、被告渋川市は、本件指名停止をした以上は、これを公表すべき責務を負っていたものであり、その公表の必要性が高度に認められるものというべきであり、以上の諸事情を総合考慮すれば、被告渋川市による本件指名停止の公表につき、国家賠償
20 法1条1項の適用上違法であるとは認められないというべきであるから、原告藤井建設の上記の主張は採用することができない。

11 争点(5)（原告藤井建設の損害）について

(1) 本件記者発表による損害について

25 ア 原告藤井建設は、本件記者発表により、その社会的評価が低下し、その信用が毀損されたが、これらを金銭的に評価すると、その金額は500万円を下らないと主張する。

5
10
イ そこで検討するに、原告藤井建設は、土木及び建築を主な業とする会社であり、弁論の全趣旨によれば、公共工事と民間工事の双方を受注する会社であると認められるところ、本件記者発表の内容は、被告渋川市が発注した公共工事である本件工事には瑕疵があり、それが原因で本件擁壁の一部が倒壊したが、その責任は請負業者である原告藤井建設にあるというものであり、原告藤井建設が行う事業に直接関係する内容であることに照らせば、その社会的評価の低下及び信用の毀損の程度は大きいものがあるといえるが、他方で、本判決により相当程度回復することができるものと推認されること、その他、本件に現れた諸般の事情を考慮すると、本件記者発表による損害としては、100万円を認めるのが相当である。

(2) 本件指名停止による損害について

15
20
ア 原告藤井建設は、本件指名停止により、平成27年11月4日から平成28年11月3日までの12か月間に被告渋川市が発注した公共工事を受注することができず、上記の期間に係る原告藤井建設の逸失利益は、①主位的に、平成24年8月から平成27年7月までの被告渋川市の発注に係る公共工事による原告藤井建設の利益額の平均を基礎に算出すると、1912万8185円を下らないと主張し、②予備的に、平成24年4月から平成27年3月までの被告渋川市の発注に係る公共工事（500万円以上の建設工事等に限る。）における原告藤井建設の受注率と利益率の平均を基礎に算出しても、964万6347円を下らないと主張する。

25
イ そこで検討するに、上記9で認定及び判断したところによれば、本件指名停止のうち6か月を超える期間（平成28年5月4日から同年11月3日まで。以下「本件対象期間」という。）の部分は、違法であるから、原告藤井建設において同期間中に被告渋川市の発注に係る公共工事を受注できなかったことによる逸失利益の有無が問題となる。

まず、その逸失利益の算定の方法について検討するに、この点に関する

原告藤井建設の主位的主張は、指名停止期間中の被告渋川市による実際の発注額を考慮しないものである点で、指名停止期間中の損害の算定方法としては不適當というべきであるから、採用することはできず、逸失利益の算定の方法としては、①本件指名停止前の3年間に相当する平成24年度から平成26年度までの被告渋川市の発注に係る公共工事の発注額の総額と、同期間中に原告藤井建設が実際に受注した受注金額とにより算出される受注率をもって、本件対象期間中の受注率を推認し、②本件対象期間中の被告渋川市の発注に係る公共工事の発注額の総額に、①の受注率を乗じて、推定受注額を算出し、③これに、原告藤井建設の利益率を乗じて算出する方法によるのが相当であり、原告藤井建設の予備的主張は、これと同旨をいうものと解される。

ウ 上記イを踏まえて、以下、原告藤井建設の具体的な逸失利益の有無等について検討することとする。

(ア) 原告藤井建設の受注率について

後掲各証拠によれば、被告渋川市の発注に係る公共工事の発注額は、平成24年度（平成24年4月から平成25年3月まで）が24億3235万6500円（乙74）、平成25年度（平成25年4月から平成26年3月まで）が48億6326万7150円（乙75）、平成26年度（平成26年4月から平成27年3月まで）が59億8530万9000円（乙64の1・2）であるとそれぞれ認められる。

このうち、後掲各証拠によれば、原告藤井建設の受注額は、平成24年度が2168万2500円（乙74）、平成25年度が1億4983万5000円（乙75）、平成26年度が1億2427万5600円（甲64の2）であるとそれぞれ認められる。

そうすると、平成24年度から平成26年度までの被告渋川市の発注額に占める原告藤井建設の受注額の割合（受注率）は、次の計算式のと

おり、約2.23%であると認められる。

(計算式)

$$(2168万2500円 + 1億4983万5000円 + 1億2427万5600円) \div (24億3235万6500円 + 48億6326万7150円 + 59億8530万9000円) \times 100 \approx 2.23$$

(イ) 被告渋川市の発注額について

証拠(甲65の1・2)及び弁論の全趣旨によれば、本件対象期間中に入札又は開札された被告渋川市の発注に係る公共工事の発注額(500万円以上の建築工事等に限る。)は、24億3705万0240円であると認められる。

(ウ) 原告藤井建設の利益率について

原告藤井建設は、平成24年度から平成26年度までの被告渋川市の発注に係る公共工事の利益額は、平成24年度が269万0464円、平成25年度が3364万9172円、平成26年度が1436万3519円であるとした上で(甲18)、平成24年度から平成26年度までの原告藤井建設の利益率は、15.73%であると主張するところ、被告渋川市は、これを否認し争っている。

そこで検討するに、①原告藤井建設が主張する上記の利益額は、その利益率の高さに照らし、営業利益と販売管理費(固定費)の合計に相当する売上総利益をもって利益額としているものと推認されるところ、弁論の全趣旨によれば、原告藤井建設は、本件対象期間中に民間工事等を受注してこれを行っていたことが認められ、販売管理費(固定費)は、そのための経費であるということが出来るから、これを本件対象期間中の逸出利益の算定において考慮することは、経費を二重に評価することとなり、算定の方法として不適切であると考えられ、また、②そもそも、原告藤井建設がその主張の根拠としている甲18は、単に計算の結果を

記載したものにすぎず、本件記録を見ても、その算定の根拠となるべき的確な証拠は見当たらないことなどに照らすと、原告藤井建設の上記の主張を採用することができないことはもちろんのこと、別途、合理的な利益率を算定することも困難であるといわざるを得ない。

5 (エ) 以上によれば、結局、原告藤井建設の逸失利益に係る損害額を認定することはできないから、原告藤井建設の上記アの主張はいずれも採用することができない。

10 エ なお、原告藤井建設は、本件対象期間中に被告渋川市の発注に係る公共工事を受注することができず、地場以外での民間工事の受注活動を余儀なくされ、高速道路料金の負担が増加したとして、その増加分を損害に加えるべきである旨の主張をするが、上記の高速道路料金は、原告藤井建設が締結した別の請負契約によって生じた経費であるから、本件指名停止と相当因果関係のある損害と認めることはできないというべきであり、原告藤井建設の上記の主張は採用することができない。

15 (3) 原告藤井建設の損害額の合計

以上によれば、本件指名停止と相当因果関係のある原告藤井建設の損害は、上記(1)の100万円の限度で認めるのが相当である。

12 争点(6) (原告藤井建設による追加的変更の許否) について

20 (1) 本件記録によれば、被告渋川市は、令和2年5月12日に当裁判所に提出した準備書面(14)により、反訴状による請求についての予備的請求として不当利得返還請求を追加する訴えの変更をした(本件訴えの変更)。なお、被告渋川市は、本件第23回口頭弁論期日(令和2年7月3日)において上記の準備書面を陳述したが、その際、上記の不当利得返還請求を追加した部分を除いて陳述している。

25 (2) これに対し、原告藤井建設は、本件訴えの変更は、著しく訴訟手続を遅滞させるものであるとして、これを許すべきではない旨の主張をする。

(3) そこで検討するに、本件記録によれば、被告渋川市は、本件訴えの変更に係る不当利得返還請求権について、被告渋川市が、原告藤井建設に対し、平成27年8月5日頃、本件擁壁の一部の倒壊について、本件約款41条1項の規定に基づき、当初の契約設計書のとおり復元するように修補を請求し（乙11）、これに対し、原告藤井建設が、同月10日、被告渋川市に対し、同請求を承諾する旨の回答をしたこと（乙12）により、被告渋川市と原告藤井建設との間において、原告藤井建設において本件擁壁の復元工事を行う旨の具体的な合意が成立したとの前提に立って、原告藤井建設に対して不当利得として同復元工事に係る請負代金に相当する339万1200円の支払を求めているものと解されるところ、原告藤井建設は上記の合意の成立を争っているから、上記の不当利得返還請求権の成否について判断をするためには、上記の合意の成否が問題となるが、本件訴えの変更がされるまでの間にこの点について焦点を当てた審理がされていたとは言い難く、上記の合意の成否に係る事実の主張及び関係者の尋問などの審理を更に尽くす必要があると認められる上、本件訴えの変更がされた時点で、反訴請求がされた時期からで見ても既に3年以上が経過しており、従前からされていた本訴請求及び反訴請求についての審理がほぼ終了した段階に至っていたことに鑑みれば、本件訴えの変更を許可して更に上記の不当利得返還請求に係る審理を行うとなった場合には、著しく訴訟手続が遅滞することとなることは明らかとすべきであるから、民事訴訟法143条1項ただし書及び同4項を適用して、これを許さないこととする。

第4 結論

以上によれば、原告藤井建設の請求は、100万円及びこれに対する平成27年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却し、また、被告渋川市の反訴請求は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決

する。なお、仮執行宣言は相当ではないからこれを付さないこととする。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

杉山 順一 ●

裁判官

松本 有紀子 ●

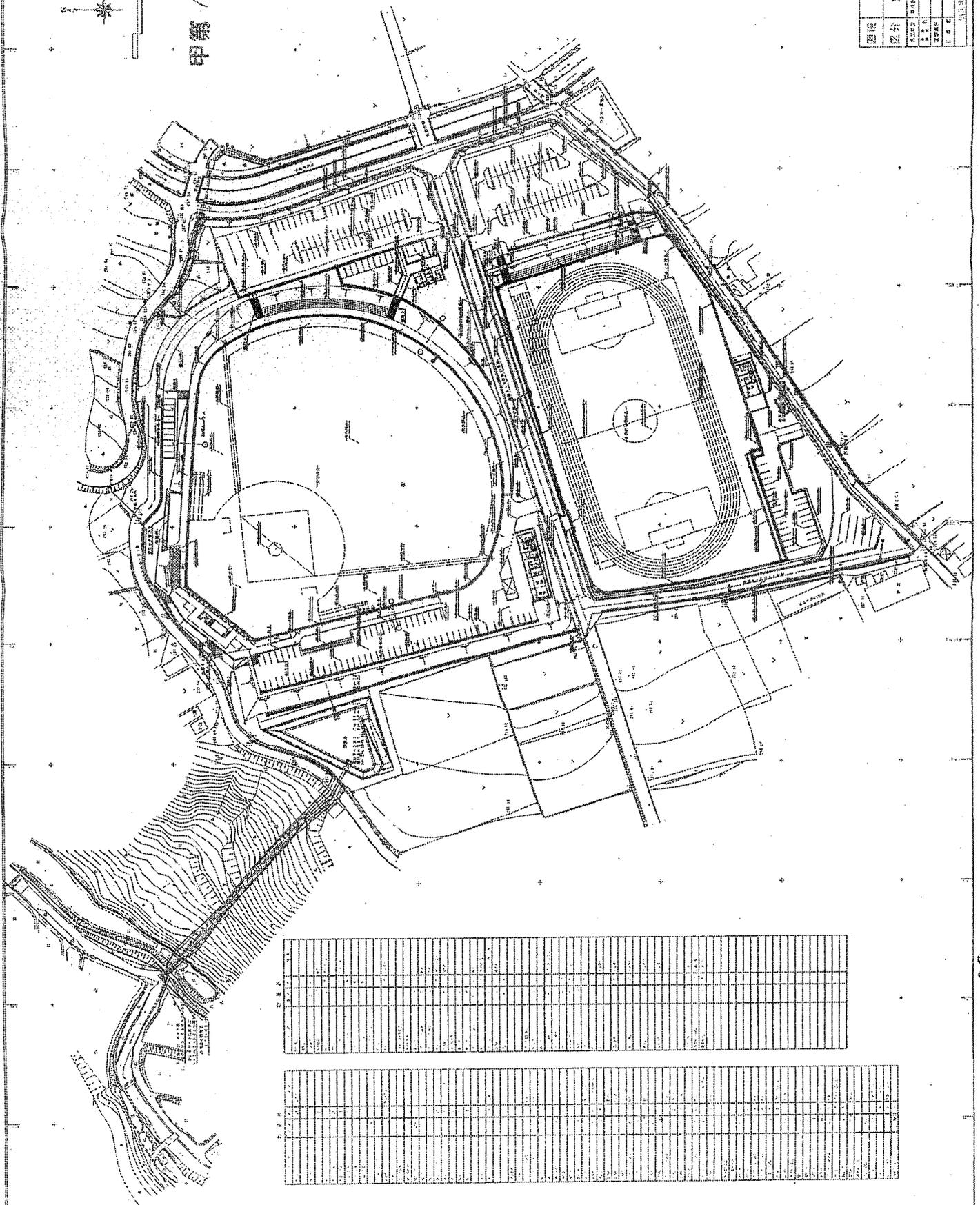
裁判官

竹内 峻 ●



甲第 12 号証
の 1

図種	平面圖
区分	完成
比例尺	1/1000
作成者	〇〇〇〇〇
作成日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
用途	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
備考	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

これは正本である。

令和 3 年 3 月 1 2 日

前橋地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 大古 幸 義

